

# コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

## 凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法（昭和23年法律第25号）	金商法
金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）	金商法施行令
金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号）	定義府令
金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）	金商業等府令
主要行等向けの総合的な監督指針	主要行等監督指針
中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針	中小・地域金融機関監督指針
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	金商業者等監督指針
金融審議会 市場制度ワーキング・グループ第二次報告ーコロナ後を見据えた魅力ある資本市場の構築に向けてー	市場制度WG第二次報告

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
<p>●新たなオプトアウト制度、その他情報授受規制の見直し</p>		
<p>▼新たなオプトアウト制度の対象となる上場企業等（金商業等府令第123条第1項第18号ト、第153条第1項第7号ヌ及び第8号、金商業者等監督指針Ⅳ-3-1-4（2）等）</p>		
1	<p>金商業等府令第123条第1項第18号ト（1）～（4）における「子会社等」については、金商法施行令第15条の16第3項において「親会社等によりその意思決定機関を支配されている他の会社等をいう」とされていると理解している。金融機関が顧客の「子会社等」への該当性を判断する際には、顧客の申告に基づいて適切に判断すれば、金融機関において一律にこれを挙証する登記簿謄本や契約書等の内容を確認することまで求められるものではないとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
2	<p>「（金融商品取引所がその業務規程に定める有価証券の）上場に関する基準に適合するために必要な助言を受けることを内容とする契約」又は「法第百九十三条の二の規定に準じて公認会計士若しくは監査法人の監査を受けることを内容とする契約」のいずれかを締結しているものに限るとされているところ、各契約の締結の有無は、顧客からの申告に基づいて適切に判断すれば、金融機関においてそれを挙証する契約書の内容の確認まで一律に求められるものではないとの理解でよいか（顧客が、グループ会社以外の証券会社と契約している等の場合、実際の契約書の内容を確認することが困難なケースが想定される。）。</p>	
3	<p>「上場しようとする株式会社に係る非公開情報の授受を行うに当たっては、その該当性について適切な確認（過去に該当していたものが引き続き該当しているか否かの確認を含む。）を要することに留意する」という点については、金融機関が顧客との日常的なコミュニケーション等によってその該当性に変更があると見込まれる情報を得ているケースのほか、例えば、顧客に定期的に確認する（例えば1年ごと等）方法も許容され得るとの理解でよいか。</p>	<p>適切な確認の方法としては、日常的なコミュニケーションを通じて確認することや、それに加えて期間を定めて定期的に確認すること等が考えられますが、具体的な確認の方法や頻度の適切性については、当該顧客との取引関係等に照らし、個別事例ごとに実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
4	<p>「金商法第24条第1項に規定する有価証券報告書を提出している者」について、その該当性に変更があったことを認知する場合について、金融機関が顧客との日常的なコミュニケーション等によってその該当性に変更があると見込まれる情報を得ているケースのほか、有価証券報告書は事業年度経過後三月以内の提出を原則としているが、例えば「事業年度経過後三月以内の提出」がなされないことを</p>	<p>ご指摘の有価証券報告書を提出している者についても、法令遵守の確保のため、その該当性について適切な確認を行うことが求められると考えられます。</p> <p>なお、項番5の回答も併せてご参照ください。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>もって該当性に変更があったと判断することも許容され得るか。</p>	
5	<p>金商業等府令第153条第1項第7号又に基づき顧客情報の共有を開始した後、顧客が同府令第123条第1項第18号ト(1)～(4)のいずれにも該当しなくなった場合(例えば、上場会社であった顧客が非上場化した場合)について、以下の点を確認したい。</p> <p>(1) 金商業者が当該事実を確認するまでは、当該顧客に係る非公開情報の共有を親法人等・子法人等との間で継続して行うことを許容していただきたい。その理由は、例えば、上場会社が上場廃止になる場合はその事実と比較的容易に認識することはできるが、それ以外のケース(例 有価証券報告書提出会社がその提出が不要となったため上場企業等に該当しなくなる場合等)では金商業者にとってそのような事実を知ることは必ずしも容易ではないため。</p> <p>(2) 顧客が上場企業等に該当しなくなったことを認知した場合、顧客からオプトイン又は従来からのオプトアウトによる同意を取得し情報共有を継続するか、情報遮断を行うか、の対応を検討する必要があるため、そのための合理的な期間は情報共有を継続できることを許容していただきたい。</p> <p>(3) 上記に加え、金商業者が当該事実を確認した後も、既に金商業者が親法人等・子法人等との間で共有済みの情報については引き続き利用することを許容していただきたい。これは、貴庁が平成26年3月28日に公表されたパブコメ結果項番63に依拠する、現行オプトアウト制度下で顧客がオプトアウトした後は新たに親法人等・子法人等との間で当該顧客の非公開情報を授受することは出来ないが、その時点で既に共有済みの情報については引き続き利用ができるとされていることとの平仄に基づくものである。</p>	<p>(1)については、上場企業等の該当性に変更があったことについて必ずしも公表されている情報のみでは判断できない上場しようとする株式会社についてはその該当性の適切な確認が求められる旨明示されておりますが(金商業者等監督指針Ⅳ-3-1-4(2)(注))、ご指摘の上場会社、有価証券報告書を提出している者等、基本的に公表されている情報のみで判断が可能と考えられる上場企業等に係る非公開情報の授受に当たっても、法令遵守の確保のため、その該当性について適切な確認を行うことが当然に必要と考えられます。かかる対応が講じられている限りにおいて、仮に上場企業等の該当性に変更があった場合に、それを認知するまでの間は非公開情報の共有が継続すること自体はやむを得ないものと考えられます。</p> <p>(2)については、上場企業等の該当性に変更があったことを認知した場合、引き続き当該顧客の情報を共有する場合は、改めて当該顧客の書面又は電磁的記録による同意や現行オプトアウト制度によるみなし同意を得る必要があり、可能な限り速やかに、かつ適切に対応することが求められます(金商業者等監督指針Ⅳ-3-1-4(2)(注))。</p> <p>(3)については、過去のパブリックコメント(平成21年1月30日付金商業者等監督指針改正案パブリックコメント回答34ページ項番4)を踏まえ、上場企業等の該当性に変更があった以前に取得した情報については、適切な情報管理を前提として、引き続き保有可能であると考えられます。ただし、上場企業等の該当性に変更があった以前に親子法人等から取得した当該顧客に関する非公開情報を、当該変更があった後に、親子法人等に提供すること等は、改めて当該顧客の書面又は電磁的記録による同意や現行オプトアウト制度によるみなし同意を得ない限り、認められないものと考えられます。</p>
6	<p>定義府令第10条第1項第18号のLPSの組成は比較的容易にでき、そのメジャー出資先は、スタートアップ等の零細企業もあり得る。</p> <p>定義府令第10条第1項第18号も、金商業等府令第123条第1項第18号ト(4)から除外した方がよいのではないかと(弊害防止措置が依然として措置され続けているところ、「LPS」の子会社等であるからといって、当該弊害が定型的に生じにくく、弊害防止措置による保護が不要とまで言えるような立法事実はあるか)。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、ご指摘の金商業等府令第123条第1項第18号ト(4)は、適格機関投資家のうち、事業法人及び個人に該当する可能性が高い類型として一定の者を除き、その子会社等とあわせて、これらの者の非公開情報等を今回の改正による新たなオプトアウト制度の対象とするものです。</p>
7	<p>新オプトアウト制度の対象について、優越的地位の濫用が生じる懸念が少ないことを踏まえ、国・地</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>方自治体・政府関係機関、上場企業の子法人等、についても新オプトアウトの適用対象に含まれるようにしていただきたい。</p> <p>新オプトアウトの対象範囲は、上場会社等（上場会社、上場予定会社、有報提出会社、適格機関投資家）とその子会社等とされているが、それらと同様に「情報共有によりグループ銀行の優越的地位の濫用が生じる」との懸念が少ないと考えられる国等、また、上場企業の子法人等についても対象として頂くことは、今次の緩和の趣旨・目的に沿うものと考えられるがいかかが。</p>	
<p><b>▼上場企業等に対するオプトアウトの機会等の周知（金商業等府令第123条第1項第18号ト、第153条第1項第7号ヌ及び第8号、金商業者等監督指針Ⅳ-3-1-4（2）等）</b></p>		
8	<p>金商業者等監督指針Ⅳ-3-1-4（2）③において、上場企業等に対するオプトアウトの機会等の周知に関し、上場企業等がオプトアウト機会の内容をあらかじめ容易に知り得る状態に置かれてから、金商業者が親法人等・子法人等との間で当該上場企業等に係る非公開情報の授受を開始するまでの間に、当該上場企業等がオプトアウトするか否かを判断するために必要な期間を確保すべきこととなっている。この「必要な期間」として具体的にどの程度の期間が必要となるか明確化していただきたい（金商業者がホームページで新オプトアウトに関する情報を開示した場合、上場企業等がそれを実際に認識しオプトアウトするか否かを判断するために必要な期間は、個別企業の事務処理能力等によって異なると考えられるが、金商業者が個別企業ごとに必要な期間を判断することは難しいため）。</p> <p>金商業者において、オプトアウトするか否かを判断するために合理的に必要と考えられる期間を一律に設定し、当該期間をあわせて開示することで、当該期間の経過後に情報共有を可能とすることを認めていただきたい。例えば、改正金商業等府令施行後金商業者がその運営するホームページにてオプトアウト関連情報を開示後に、そこから1ヶ月程度を経過した時点をもって必要な期間が確保されたとみなすことが妥当と考える。</p> <p>また、「必要な期間」を1ヶ月程度と考えた場合、改正金商業等府令の公布後、施行までの間に金商業者がオプトアウト関連情報を1ヶ月程度開示しておくことにより、施行と同時に、又は施行後速やかに情報共有が可能となるよう、経過措置を設けて頂くことは可能か。</p>	<p>前段及び中段について、ご指摘の上場企業等がオプトアウトするか否かを判断するために必要な期間としては、個別事例ごとに実態に即して適切に判断されるべきものと考えられますが、例えば1ヶ月程度とすることも考えられます。</p> <p>後段について、上場企業等は、各金商業者等のホームページ等を自ら確認し、オプトアウトに関する事項を把握する必要があるため、経過措置を設けず、改正金商業等府令の施行後、上場企業等がオプトアウトするか否かを判断するために必要な期間を確保することが適当であると考えられます。</p>
9	<p>新オプトアウトは、金商業等府令第153条第2項のオプトアウトの場合と異なり、開始に当たって顧客宛てに通知がないことから、「オプトアウトするか否かを判断するために必要な期間」については、</p>	<p>前段については、貴見のとおりと考えられます。中段については、オプトアウトするか否かを判断するために必要な期間は、個別事例ごとに実態に即</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>あらかじめ容易に知り得る状態に置かれてから顧客がそれを認識することに要すると考えられる合理的な期間も勘案して適切に判断することが必要との理解でよいか。それも含めて、新オプトアウトについて「オプトアウトするか否かを判断するために必要な期間」はどの程度必要か。また、この場合に、あらかじめ容易に知り得る状態に置かれていることを顧客に認識させる方法として、金融機関が顧客に対して個別に新オプトアウト制度に関してホームページに掲載等していることについての通知又は説明を行うことも許容され得るとの理解でよいか。</p>	<p>して適切に判断されるべきものと考えられますが、例えば1ヶ月程度とすることも考えられます。</p> <p>後段については、ご指摘のような方法も否定されるものではありませんが、いずれにせよ、当該通知又は説明の内容や、個別事例ごとの実態に即して、オプトアウトするか否かを判断するために必要な期間が適切に確保されていることが必要です。</p>
10	<p>金商業者等監督指針Ⅳ-3-1-4(2)③において、上場企業等に対するオプトアウトの機会等の周知に関し、上場企業等がオプトアウト機会の内容をあらかじめ容易に知り得る状態に置かれてから、金商業者が親法人等・子法人等との間で当該上場企業等に係る非公開情報の授受を開始するまでの間に、当該上場企業等がオプトアウトするか否かを判断するために必要な期間を確保すべきこととなっているが、金商業等府令及び金商業者等監督指針の施行後、一定の周知期間（例えば、1ヶ月）が経過した後で、上場した、あるいはIPO予定会社としての要件を満たした等の理由で新規に上場企業等に該当することとなった会社及びその子会社については、その時点で既に周知期間が終了しているため、直ちに親法人等・子法人等との間で当該上場企業等に係る非公開情報の授受を開始して差し支えないと考える。仮に金融庁が、新規に上場企業等に該当することとなった会社及びその子会社については、該当するようになった時から同様の周知期間を置くべきであると考えられる場合、新オプトアウト制度の説明を金商業者のホームページ等で確認するように伝えれば、情報共有を開始するという対応をしてもよいか（これらの会社についても、1ヶ月程度の周知期間が必要とされると、現行のオプトアウト制度に基づいて個別にオプトアウト機会の通知を行う場合よりも、情報共有開始までの期間が長くなってしまうため）。</p>	<p>今回の改正による新たなオプトアウト制度においては、個々の上場企業等が、そのオプトアウトに応じて非公開情報の提供が停止されることとなっている旨等の必要な情報について、あらかじめ容易に知り得る状態に置かれた時点を基準として、親子法人等との間で当該上場企業等に係る非公開情報の授受を開始するまでの間に、当該上場企業等がオプトアウトするか否かを判断するために必要な期間を確保していることが必要となります（金商業者等監督指針Ⅳ-3-1-4(2)③）。ご指摘の新たに上場企業等に該当することとなった者については、新たに該当した時点で「あらかじめ容易に知り得る状態に置かれ」と考えられますので、当該時点を基準として、オプトアウトするか否かを判断するために必要な期間を確保する必要があると考えられます。</p>
11	<p>新オプトアウト制度において、金融機関が顧客に対して個別に新オプトアウト制度に関してホームページに掲載等していることについての通知又は説明を行っておらず、ホームページ掲載等のみで対応している場合、新オプトアウト制度に基づき情報共有が可能となるまでの期間の考え方に関しては、</p> <p>(1) 既存の上場企業(グループ)等に該当する顧客が金商業等府令施行に伴い新オプトアウトに移行しようとする場合、(2) 施行後であって金融機関が新オプトアウト制度についてホームページ掲載等</p>	<p>今回の改正による新たなオプトアウト制度においては、個々の上場企業等が、そのオプトアウトに応じて非公開情報等の提供が停止されることとなっている旨等の必要な情報について、あらかじめ容易に知り得る状態に置かれた時点を基準として、親子法人等との間で当該上場企業等に係る非公開情報等の授受を開始するまでの間に、当該上場企業等がオプトアウトするか否かを判断するために必要な期間を確保していることが必要です（金商業者等監督指針Ⅳ-3-1-4(2)③）。このことは、ご</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>を実施済である中で顧客が上場企業（グループ）等に移行した場合のそれぞれについて、その起算点や期間はどのように考えればよいか。</p>	<p>指摘の（１）及び（２）いずれの場合も同様と考えられます。</p> <p>なお、項番 10 の回答も併せてご参照ください。</p>
12	<p>金商業者等監督指針Ⅳ－３－１－４（２）③は、個別の上場企業等に係る非公開情報の授受に関して、必要な期間を確保することを求めているとの理解でよいか（証券会社等が社として新たなオプトアウト制度の運用を開始する際に必要な期間を確保していれば、それ以降の個別の情報授受の場面においては期間を確保する必要はない、という趣旨ではないとの理解でよいか。）。</p>	<p>今回の改正による新たなオプトアウト制度においては、ご指摘の証券会社等が当該制度の運用を開始した時点ではなく、個々の上場企業等が、そのオプトアウトに応じて非公開情報の提供が停止されることとなっている旨等の必要な情報について、あらかじめ容易に知り得る状態に置かれた時点を基準として、親子法人等との間で当該上場企業等に係る非公開情報の授受を開始するまでの間に、当該上場企業等がオプトアウトするか否かを判断するために必要な期間を確保していることが必要となります（金商業者等監督指針Ⅳ－３－１－４（２）③）。</p> <p>なお、項番 10 及び 11 の回答も併せてご参照ください。</p>
13	<p>金商業者等監督指針Ⅳ－３－１－４（２）①なお書きの「上場企業等が容易に知り得る状態」とは、必ずしも「例えば」以下の場合に限らず、各金融機関において「上場企業等が知ろうと思えば、時間的にも、その手段においても、容易にこれを知ることができる状態」と合理的に判断される他の方法も認められるとの理解でよいか。また、例示として定められている「店舗での常時掲示及びホームページへの常時掲載を行っている場合等」との記載は、「店頭での常時掲示」と「ホームページへの常時掲載」を必ず同時に行うことを求める趣旨ではなく、「上場企業等が容易に知り得る状態」にある限りにおいてホームページへの常時掲載のみとすることも妨げられないとの理解でよいか。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」49 ページ※2では、「本人が容易に知り得る状態」とは、事業所の窓口等への書面の掲示・備付けやホームページへの掲載その他の継続的方法により、本人が知ろうとすれば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態をいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が確実に認識できる適切かつ合理的な方法によらなければならない（規則第7条第1項第2号）」とされており、窓口掲示とホームページへの掲載を必ずしも同時に行うことまでは求められていない。また、市場制度WG第二次報告においても、「自社のウェブサイトに掲載するだけで良いとする」と記載されている。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
14	<p>一定の類型の法人顧客に対するオプトアウトに関する周知について、「店舗での常時掲示及びホームページへの常時掲載」が必要と例示されている。</p>	<p>（１）については、ご質問の「店舗」とは、そこでの掲示によって上場企業等が知ろうと思えば、時間的にも、その手段においても、容易にこれを知ることができる状態に置くことが可能な場合か否か</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>(1)「店舗での常時提示」における店舗とは、例えば、不特定の顧客が実際に訪問して取引を行う等の窓口業務を提供するといった一般的な銀行や証券会社の支店等の店舗や不特定の顧客の来訪を受けることを想定してそのためのスペースを有するオフィスを想定されているのか。</p> <p>(2)(1)に対する金融庁の回答が上記想定どおりの場合、そのような意味での店舗を有さない金商業者の場合はホームページでの常時掲載で十分という理解でよいか。</p>	<p>という点を踏まえて、実質的に判断されるべきものです。例えば、当該上場企業等の役職員が来訪することが合理的に予測される事務所の窓口等がこれに当たるものと考えられます。</p> <p>(2)については、「店舗での常時掲示及びホームページへの常時掲載を行っている場合」は、容易に知り得る状態に置くための措置を例示したものであり、必要な措置が講じられているかどうかは個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p> <p>なお、項番 13 の回答も併せてご参照ください。</p>
15	<p>オプトアウト方針について「上場企業等が容易に知り得る状態に置いている」ことを求められる対象は、同オプトアウト制度に基づき情報連携しようとする証券会社及び登録金融機関とされているが、例えば、グループ金融機関で共通の取扱いとしている場合に、グループの持株会社のウェブサイトに詳細を掲載し、子会社である証券会社や登録金融機関のウェブサイトにおいて当該持株会社のウェブサイトへのリンクを掲載する取扱いは認められるか。</p>	<p>ご指摘のような方法も否定されるものではありませんが、金商業者等監督指針Ⅳ-3-1-4(2)①に記載されているとおり、オプトアウトの方針や手続き等の必要な情報を、上場企業等が知ろうと思えば、時間的にも、その手段においても、容易にこれを知ることができる状態を確保していることが必要と考えられます。</p>
16	<p>新オプトアウト制度は顧客への通知が必要となるものではない以上、現行オプトアウト制度でオプトアウト行使をしていない顧客について、現行オプトアウトから新オプトアウトへの移行に当たり、顧客への個別の通知等は不要との理解でよいか。</p> <p>前提として、例えばホームページ上での掲載によって、「現在は現行オプトアウト制度で個別に通知を行ったうえで停止の求めをされていないことをもって情報共有している顧客であっても、今回、新オプトアウト制度の適用対象にする」、「新オプトアウト制度に移行するまでの間も引き続き情報共有は継続する」、といった点を顧客において分かり易いよう明示し、かつ、オプトアウトの行使ができることが顧客側で容易に知り得る状態となっていることを想定している。</p>	<p>ご指摘のような取扱いは、顧客である上場企業等が、オプトアウトをする場合に必要な手続き及び連絡先を含む必要な情報について、あらかじめ容易に知り得る状態に置かれており、当該上場企業等から情報の提供の停止の求めがあった場合には情報の提供を停止することとされていることを前提に、否定されるものではないと考えられます。</p>
17	<p>「あらかじめ、当該顧客が容易に知り得る状態に置いているとき(その求めがある場合を除く。)」の「(その求めがある場合を除く。)」の規定の趣旨をご教示いただきたい。「顧客の求め」の有無にかかわらず、当該顧客が容易に知り得る状態には置いている方がよいのではないか。</p> <p>顧客の「求めがある場合」ではなく、「当該顧客に係る当該非公開情報の提供を停止している場合」であれば、オプトアウトの手續機会を与えることが不要であるから除外をする趣旨もわかるが、「求めがある場合」の段階で除外しなくてもよいように思われる。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、今回の改正による新たなオプトアウト制度は、一定の場合において、金商業者等が、上場企業等である発行者等(有価証券の発行者又は顧客)の求めに応じて非公開情報等の共有を停止することとしている場合であって、その旨について、あらかじめ、当該上場企業等が容易に知り得る状態に置いているときは、当該上場企業等から情報共有の停止の求めがあるまでは、当該上場企業等の同意なく非公開情報等を共有することができる旨を規定するものです。ご指摘の「(その求めがある場合を除く。)」の「その求め」とは、上場企業等である発行者等からの情報共有の停止の求めを指しております。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
<p>▼オプトアウト・同意の効力等（金商業等府令第123条第1項第18号、第153条第1項第7号、第8号及び第2項、金商業者等監督指針Ⅳ-3-1-4（2）等）</p>		
18	<p>主体や範囲が矛盾しないオプトアウトとオプトインは併存し得るとの理解でよいか（具体的に想定される例は以下）。</p> <p>（1）頂点企業の上場会社が改正前後を問わずオプトイン先である場合、当該頂点企業は新オプトアウトの対象外としつつ、その子会社等は新オプトアウトの対象とすることは可能との理解でよいか。</p> <p>（2）頂点企業が非上場でも、傘下に上場企業がある場合は、当該傘下の上場企業とその子会社等が新オプトアウトの対象となるとの理解でよいか。</p> <p>（3）親子上場している場合、上場子会社とその企業群についても、新オプトアウトの対象になり、上場親会社が一括停止を希望する場合には、当該上場子会社の企業群についても、金商業者等監督指針の内容に基づいた対応が求められるとの理解でよいか。</p>	<p>ご指摘のような方法も否定されるものではありませんが、いずれにせよ、個別事例ごとの実態に即して、顧客の意向や負担への配慮を踏まえた適切な対応とすることが必要と考えられます。</p>
19	<p>頂点企業による一括オプトアウト時における当該頂点企業のグループ内外国法人の取扱いについては、そもそも外国法人に係る非公開情報は情報授受規制から除外されている（令和3年6月30日付公布・施行「金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」）ことから、新オプトアウト制度上はオプトアウト行使の対象外となるとの理解でよいか。そのうえで、当該外国法人に係る非公開情報の共有の是非については、頂点企業や当該外国法人自身の意思を踏まえて、金融機関において適切に対応するということがよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
20	<p>上場企業等の頂点に位置する会社の求めに応じて、当該グループに属する企業について一括してオプトアウトに係る手続きを実施した後、当該グループ企業の要望に基づいて改めて情報共有を可能な状態にするためには、当該頂点企業の意向も確認しながら、（1）当該グループに属する各企業に対して改めて現行オプトアウト制度に基づくオプトアウトの通知を行い、停止の求めがなかった場合、（2）当該グループに属する各企業から書面又は電磁的記録による同意を得た場合、（3）当該頂点企業に対して一括オプトアウトの撤回に関する意思を金融機関側で適切な方法で確認・記録する等して新オプトアウトにおける停止の求めがない状態に戻る（金商業等府令第153条第1項第7号又）場合のいずれの方法も可能との理解でよいか。</p> <p>その際に、顧客の要望に応じて、（ア）非公開情報の共有を行う目的や（イ）非公開情報の範囲等を限定した個別の（限定的な）同意（みなし同意を含む。）</p>	<p>過去にオプトアウトした顧客に係る情報の提供の再開については、項番23の回答をご参照ください。</p> <p>ご指摘の改めて情報共有を行う場合における、現行オプトアウト制度に基づく手続きの実施や事前同意の取得等については、当該グループ各企業の意向に加えて、個別事例ごとの実態に即して、最終親会社等といった企業グループの頂点に位置する会社の意向や当該企業グループの情報管理態勢の実態について必要な確認を行うなど、顧客の意向や負担への配慮を踏まえた適切な対応とすることが必要と考えられます。</p>



No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>を得た場合には、同意を得た範囲において、再び非公開情報の共有が可能になるとの理解でよいか。</p> <p>また、上記の取扱いは、金商業等府令第123条第1項第18号トに係る新たなオプトアウト制度についても同様との理解でよいか。</p>	
21	<p>新オプトアウトの対象となる各上場企業等のオプトアウト行使の意向や負担への配慮の観点からの適切な対応の例として、頂点企業がグループ所属企業全体を代表してオプトアウトを求めた場合の一括オプトアウトの手続きの事例が記載されている。顧客の意思表示における利便性への配慮について、上記の頂点企業によるオプトアウト時の一括対応の裏返しとして、オプトイン（書面同意）についても、頂点企業による一括対応が可能であるかについて確認したい。頂点企業による書面同意において、当該企業を頂点とするグループ会社について一括して情報共有を認めるとの方法も、顧客利便性に配慮した方法として妥当性があることより、頂点企業による一括の意思表示は、オプトイン・オプトアウトの双方向について可能であると考えてよいか。</p>	<p>今回の改正により、上場企業等の非公開情報等の授受が簡素な措置で可能となったことを踏まえ、金商業者等は、これに対する対応として、上場企業等の顧客が、当該企業を頂点とする企業グループに属する企業全体について一括でオプトアウト手続きを行うことを求める場合、当該顧客の意向や負担への配慮を踏まえた適切な対応が求められます。ご指摘のグループ一括でのオプトイン手続きについては特段定めを置いておらず、オプトイン手続きによって情報共有を行う場合は、顧客ごとに同意を取得する必要がありますが、具体的な方法としては、個別事例ごとの実態に即して、顧客の意向や負担への配慮を踏まえた適切な対応が行われることが必要であると考えられます。</p>
22	<p>新たなオプトアウトにおいて、全ての非公開情報の授受についてのオプトアウトだけではなく、(1) 非公開情報の共有を行う目的や(2) 非公開情報の範囲等を限定した、個別限定的なオプトアウトの行使も認められるとの理解でよいか。</p>	<p>ご指摘のような個別限定的なオプトアウトも、顧客の意思が明確に確認できる場合であれば実務上一律に否定されるものではありませんが、いずれにせよ、個別事例ごとの実態に即して、顧客の意向に沿った適切な対応とすることが必要と考えられます。</p>
23	<p>金商業等府令第153条第1項第7号ヌでは「(その求めがある場合を除く)」とあるが、仮に「その求め」(オプトアウトの行使)があった後、顧客の要望に基づいて改めて情報共有を可能な状態にするためには、(1) 書面又は電磁的記録による同意(第153条第1項第7号イ)を取得すること、(2) 法人顧客に対するオプトアウトの機会の提供(第153条第2項)を行うこと(顧客の意向に沿っていることが前提)、(3) 当該撤回の意思を金融機関側で適切な方法で確認・記録する等して新オプトアウトにおける停止の求めがない状態に戻る(第153条第1項第7号ヌ)ことのいずれの方法も可能との理解でよいか。その際に、顧客の要望に応じて、(ア) 非公開情報の共有を行う目的や(イ) 非公開情報の範囲等を限定した個別の(限定的な)同意(みなし同意を含む。)を得た場合には、当該同意を得た範囲において、再び非公開情報の共有が可能になるとの理解でよいか。また、上記の取扱いは、第123条第1項第18号トに係る新たなオプトアウト制度についても同様との理解でよいか。</p>	<p>ご指摘のいずれの方法であっても、情報共有の停止の求めがあった場合、その後の情報共有においては、情報共有に係る顧客の同意の意向が必要となるものと考えます。そうした顧客の意向に基づくものであれば、ご指摘の方法も実務上一律に否定されるものではありませんが、いずれにせよ、個別事例ごとの実態に即して、顧客の意向に沿った適切な対応とすることが必要と考えられます。</p> <p>なお、上記については、ご指摘の金商業等府令第123条第1項第18号トに係る場合であっても同様です。</p>
24	<p>個別案件に限定したオプトインを得ている顧客については、当該顧客が上場企業(グループ)等で</p>	<p>ご指摘のような方法も否定されるものではありませんが、いずれにせよ、個別事例ごとの実態に即</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>あれば、個別オプトインの対象情報については、引き続き個別オプトインとして取り扱うこととしたうえで、同時に、顧客から特段の意思表示がなかった個別オプトイン以外の情報については新オプトアウトの対象とする（オプトアウトが行使されるまで情報共有が可能）ことが可能との理解でよいか。</p> <p>前提として、例えばホームページにおいて、個別オプトインの対象情報については、引き続き個別オプトインとして取り扱うこと、及び、非個別同意部分については新オプトアウトの対象であることを掲載しておくことにより、オプトアウトに応じて非公開情報の提供が停止されることとなっている旨、顧客側で容易に知り得る状態となっていることを想定している。</p>	<p>して、顧客の意向や負担への配慮を踏まえた適切な対応とすることが必要と考えられます。</p>
25	<p>新オプトアウト制度において、オプトアウト行使「前」に取得した情報については、仮にオプトアウトされた場合でも、現行制度（過去のパブリックコメント（平成21年1月30日付金商業者等監督指針改正案パブリックコメント回答34ページ項番4）における見解）と同様、適切な情報管理を前提として、引き続き保有可能であるとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。 なお、項番5の回答も併せてご参照ください。</p>
26	<p>顧客が信託銀行である場合、同意書やオプトアウトの権利行使に関して、銀行勘定と信託勘定や、信託勘定の各信託ファンドが個別に同意・権利行使（銀行勘定と信託勘定で同意・不同意、オプトアウト権利行使・不行使を分ける）することは、「平成20年金融商品取引法等の一部改正のうち、ファイアウォール規制の見直し及び利益相反管理体制の構築等に係る政令案・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」の16ページの1番目の設問回答（大規模事業法人が事業部門ごとにオプトアウトする・しないが可能）から考えて、可能と理解してよいか。</p> <p>また、信託勘定の意思表示者は誰であるべきか（受託者である信託銀行なのか、運用を行う者（合同運用指定金銭信託や単独運用指定金銭信託などの場合は信託銀行、投資信託や投資顧問付特定金銭信託などは投資運用業者）なのか）、過去のパブコメでも必ずしも明らかになっていないと理解している。</p> <p>今回新たに措置された金商業等府令第123条第1項第18号ト（4）の適格機関投資家には投資運用業を行う者（定義府令第10条第1項第1号）が含まれることを踏まえれば、信託勘定における同意取得先・オプトアウト権利行使の主体については、運用を行う者とすべきと考えており、その旨を明示していただきたい。</p>	<p>前段については、ご指摘のパブリックコメント回答（平成21年1月20日付金商法政府令改正案パブリックコメント16ページ）も踏まえ、顧客がその一部の事業部門に係る情報の提供に限りてオプトアウトすることは、当該顧客の意思が明確に確認できる場合であれば実務上一律に否定されるものではなく、また、一部の事業部門に係る情報の提供に限りてオプトインすることも可能であり、これらは顧客が信託銀行である場合も同様と考えられます。</p> <p>中段及び後段については、ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、一般に、顧客の非公開情報等の授受については、当該顧客からの同意取得等が必要となるものと考えられます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
27	<p>登録金融機関における金融商品仲介業務従事者と融資業務従事者との間での非公開融資等情報の取扱いについて、金商業等府令改正案第150条第5号イ括弧書きでは、第123条第1項第24号に規定する顧客の書面又は電磁的記録による同意がある場合にも、授受が許容されることが規定されている。この趣旨を踏まえ、金商業等府令改正案第150条第5号ニにおいても、第123条第1項第24号に該当する場合には、非公開融資等情報の授受が許容されるよう、第150条第5号イ括弧書きに準じた追記をご検討いただきたい。</p>	<p>ご指摘の金商業等府令改正案第150条第5号イ括弧書きは、顧客の事前同意を取得する場面において、登録金融機関と委託金商業者の間の情報の共有について、顧客から書面又は電磁的記録により同意を取得していれば、当該情報について、当該登録金融機関内での融資業務又は金融機関代理業務に従事する役職員と金融商品仲介業務に従事する役職員との間の情報の共有について、改めて書面又は電磁的記録により同意を取得しないことを許容する趣旨であり、第150条第5号ニが規定する新たなオプトアウト制度の場面では、かかる趣旨は妥当せず、修正は不要と考えます。</p>
<p><b>▼現行制度との関係等（金商業等府令第123条第1項第18号、第153条第1項第7号、第8号及び第2項、金商業者等監督指針Ⅳ-3-1-4（2）等）</b></p>		
28	<p>上場企業等については簡易オプトアウトに基づく情報共有が許容される一方、従前からの情報授受に関する適用除外の規定は残るので（例えば、現行制度下オプトインした顧客、オプトアウトしなかったため情報共有が認められている顧客など）、従前からの適用除外は全く影響を受けないという理解でよいか。したがって、上場企業等に該当しない顧客は、従前どおりの方法に従っての情報共有になると理解している。また上場企業等に対してあえてオプトインを取りに行くという対応をしても差し支えないか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
29	<p>現行オプトアウト制度におけるオプトアウトが行われた後に、改めて情報共有を可能な状態にするための手続きとして、過去のパブリックコメント（平成21年1月20日付金商法政府令改正案パブリックコメント回答13ページ2.の3番目及び4番目）では「改めて当該顧客の書面による同意を得ない限り、認められない」との見解が示されているが、今般の改正により、当該顧客の同意は、書面だけでなく電磁的記録によるものも許容されるとの理解でよいか。</p>	
30	<p>既存のオプトイン制度（金商業等府令第153条第1項第7号イ）における包括同意を得ている顧客について、制度上は新オプトアウトの対象顧客としての要件を満たすとしても、金商業者のホームページ上で、新オプトアウト制度（金商業等府令第153条第1項第7号ヌ等）ではなくオプトイン制度の対象顧客として取り扱う旨を記載して公表している場合は、そのように取り扱い続けることも可能との理解でよいか（この場合、顧客から情報共有の停止を求められた場合には、オプトアウトではなく、オプトインの取下げとして適切に対応する）。</p> <p>また、既存のオプトイン制度で包括同意を得ている顧客について、制度上は新オプトアウトの対象顧</p>	<p>ご指摘のような方法も否定されるものではありませんが、いずれにせよ、個別事例ごとの実態に即して、顧客の意向に沿った適切な対応とすることが必要と考えられます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>客としての要件を満たす者について、金商業者のホームページ上で、新オプトアウト制度の対象顧客として取り扱う旨や、新オプトアウト制度に移行するまでの間も引き続き情報共有は継続する旨を記載して公表している場合には、新オプトアウト制度の対象顧客として取り扱うことが可能との理解でよい（この場合、顧客から情報共有の停止を求められた際は、オプトアウトとして適切に対応する）。</p> <p>上記のいずれの取扱いとするかについては、各金融機関において選択することが可能との理解でよい。</p>	
31	<p>本改正により新たなオプトアウトの仕組みが導入されたが、現行の仕組みも基本的に存置されているところ、社として新たなオプトアウトの仕組みを採用する場合に、現行法のもとで情報共有の同意を取得している顧客について、どのように対応すればよいか伺いたい。</p> <p>例えば、現在、顧客（上場会社等）から、対象となる情報の範囲や共有範囲を限定した同意や、顧客（上場会社等）の一部門からの共有の同意を取得しているケースがある。そのような同意の効力は、新たなオプトアウトに移行したのちも継続するとの理解でよいことを確認したい。</p> <p>また、当該同意を取得した際に、顧客（上場会社等）から、同意の範囲外の事項について、情報共有不可の意思表示がなされる場合もあれば、特段の意思表示がなされない場合もある等、状況は様々である。そのため、当該同意の範囲外の事項については、当該同意の趣旨やその際の顧客の意向を踏まえつつ、適宜新たなオプトアウト制度を用いていくことが可能と考えているが、そのような理解でよいか。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、今回の改正による新たなオプトアウト制度は、既に顧客から取得した同意又は顧客によるオプトアウトの効力やその内容に影響を及ぼすものではありません。</p> <p>過去に顧客から情報共有の同意を得た範囲以外の情報の取扱いについては、個別事例ごとの実態に即して、顧客の意向に沿った適切な対応とすることが必要と考えられます。</p>
32	<p>金商業等府令では一定の種類の顧客（以下「上場企業等」という）に関する情報共有に関する同意の取得方法が変更となり、これら一定の顧客についての非公開情報の共有が、当該顧客が共有を拒否するまで可能となる。しかしながら、従来の規制に則った限定的な情報共有に関する同意書（例えば、為替取引及び店頭デリバティブ取引等特定の種類の取引に関する非公開の情報、M&amp;A等といった特定の取引に関する非公開の情報等といった一定の範囲に限定された情報についてのみ共有を許容する同意書。以下「限定同意書」という）を上場企業等に該当する顧客から既に受領している場合がある。また、過去にオプトアウトに関する通知を上場企業等に該当する顧客に送ったところ実際にオプトアウトした顧客もいる。</p> <p>（１）金商業等府令ではこれらの顧客について特に別途の対応をすることは明示されていないと理解されるので、上記のような顧客を含む上場企業等に</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、今回の改正による新たなオプトアウト制度は、既に顧客から取得した同意又は顧客によるオプトアウトの効力やその内容に影響を及ぼすものではありません。</p> <p>上場企業等が過去に限定同意書を提出している場合において、当該上場企業等の非公開情報を新たなオプトアウト制度の対象とすることを否定するものではありませんが、一律に対象とするのではなく、個別事例ごとの実態に即して、当該上場企業等の意向に沿った適切な対応とすることが必要と考えられます。また、上場企業等が過去にオプトアウトを行っている場合においては、その対象である非公開情報は、既に情報共有の停止の求めがあったものと考えられますので、顧客からの特段の申出がない限り、新たなオプトアウト制度を利用して情報共有を再開することはできないと考えられます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>該当する全ての顧客について一律に新規制のオプトアウト下の情報共有を開始して差し支え無いように思われるがいかがか。それとも現行制度の下で同じ金融グループ内の他の親法人等・子法人等との情報共有について既に一定の意思を表明している顧客（上記のように限定同意書を差し入れてオプトインした顧客や既にオプトアウトしている顧客）については、その意向・意思を確認することなく、単純に新規制の下でのオプトアウトによる情報共有を開始することは適切でないかと貴庁はお考えか。</p> <p>（２）上記（１）に対する貴庁ご回答が「適切でない」となる場合において１点確認させていただきたい。上場企業等に該当する顧客による限定同意の対象となる事案（M&amp;A案件等）が既に完了している場合は、実質的には期限の定めを伴う限定同意がもはや存在しないと言える。この場合、新制度施行後新オプトアウト制度に関するHP上で掲示がなされ、かつ、所定の周知期間が経過していても、新オプトアウト制度の利用を可能とすることは適切でないかと貴庁はお考えか。</p> <p>上記につき付言すると、確認をする方法が顧客、金融機関双方に負担感の無いものとなることを切望する。負担感によっては折角の規制緩和の効果が減殺されてしまうことを懸念している。</p>	
<p><b>▼同意取得手続きのデジタル化（金商業等府令第123条第1項第18号、第153条第1項第7号イ、第8号及び第2項、金商業者等監督指針Ⅲ-3-3、Ⅳ-3-1-4（1）～（3）等）</b></p>		
33	<p>オプトイン簡素化により許容される手段で取得した同意の法定帳簿としての保存方法について、令和3年6月30日付で公布・施行された金商業等府令改正「前」に存在した外国法人特例に基づき取得した電子メールによる同意については、過去のパブリックコメント（平成26年3月28日付金商業等府令及び金商業者等監督指針改正案パブリックコメント回答項番33及び34）において示された方法は少なくとも認められるとの理解でよいか。</p>	<p>金商業等府令第153条第1項第7号イに規定する同意に係る法定帳簿については、その保存方法を限定する規定はなく、ご指摘の手段で取得した同意の法定帳簿の保存方法についても、法定帳簿であることが明確になるような形で記録が保存されている限り、基本的には貴見のとおりと考えられます。</p>
34	<p>ウェブサイト上のフォームへの入力等により電磁的記録にて同意を得た場合、同意年月日、住所及び氏名を系統的に記録しておけば法定帳簿としての要件を満たすか。</p> <p>また、この場合に、同意書の雛形に系統的に保存された情報を転記してプリントアウトのうえ保存することが法定帳簿としての要件として必要か。</p>	<p>顧客の意思が確認でき、かつ、法定帳簿であることが明確になるような形で記録が保存されていれば、記載事項や保存の形式について特段の制限はありません。</p> <p>なお、帳簿書類を電子媒体により保存する場合には、顧客の照会に対し、速やかに回答できるシステムとなっていること等に留意が必要です（金商業者等監督指針Ⅲ-3-3（6））。</p>
35	<p>「書面」による同意も、顧客が同意の対象を正しく理解・判断できなければ「同意」と言えないように、「電磁的記録」による同意も、顧客が同意の対象を正しく理解・判断できなければ「同意」とは言えない、という理解でよいか。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、今回の改正は、同意取得の手段として新たに電磁的記録による方法も認めるものです。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>かかる「同意」は、例えば、他の同意事項（約款への同意を含む。）と合わせた包括的同意でも、顧客が同意の対象を正しく理解・判断できる形式（太字、下線、大フォント等）を用いれば、金商業等府令第123条第1項第18号等という「同意」として認められることは相当に期待されるか。</p>	<p>なお、顧客からの同意の取得においては、顧客の意向に沿って適切に対応することが必要と考えられます。</p>
36	<p>今般の改正案において、顧客の財産に関する情報その他の特別な情報（以下「非公開金融情報等」という。）を利用して有価証券の売買その他の取引等の勧誘を行うための同意の取得方法として、新たに電磁的方法が認められるものと理解している。</p> <p>仮に本改正前に、「非公開金融情報等を利用した、有価証券等を含む金融商品の勧誘」に係る包括的な同意を電磁的方法により取得していた場合、本改正後は、特段の措置を講じることなく、「非公開金融情報等を利用した有価証券の売買その他の取引等の勧誘」を行うための同意は取得済みと解釈することは可能か。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、今回の改正は、現行規定に基づいて取得した有効な同意の効力を変更するものではありません。</p>
<p><b>▼その他親子法人等との間の情報授受（金商業等府令第153条第1項第7号及び第8号、金商業者等監督指針IV-3-1-4等）</b></p>		
37	<p>金商業等府令第153条第1項第7号又、同項第8号及び同条第2項のオプトイン同意の取得方法は、オプトインの同意の取得については、代表者若しくは代表者による適切な授権を受けた担当者から同意を取得することが期待されていると思うが、相手法人の担当者の権限の確認は、合理的な範囲で確認すればよいとの理解でよいか。</p>	<p>今回の改正は、事前同意を取得する相手方について、従来の取扱いを変更するものではありません。法人から取得する同意については、当該法人の実態に即した有効な同意であることが必要と考えられます。</p>
38	<p>オプトインをしていない顧客又はオプトアウトした顧客に関する非公開情報（以下「非共有情報」という。）を含むメールが、同じ金融グループに所属する銀行・証券会社間で誤って送受信されてしまう事が時に発生する。これが証券会社と親法人等・子法人等との間の非共有情報の「受領…又は…提供」（金商業等府令第153条第1項第7号柱書）ということになれば、法令等に反する行為となってしまうが、こうした誤送信事例のうち以下のような場合には、ファイアーウォール規制の趣旨に鑑み、実質的に「受領…又は…提供」がなかったと判断できることを認めていただきたい。</p> <p>（1）誤送信者による対応の結果、実際には情報漏洩が生じない場合：</p> <p>（A）誤送信者が送信後すぐに気づき誤送信先の役職員に連絡した結果、当該メールが開封（プレビュー機能によって閲覧可能な状態となったことも含む。以下同じ。）されることなく、速やかに削除された場合。</p> <p>（B）誤送信者がメールリング・システムの「リコール」機能を用いて送信取消を行い、その結果、</p>	<p>いかなる行為があった場合に金商業等府令第153条第1項第7号の「受領」又は「提供」に該当するかについては、個別事例ごとに事実関係に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、ご質問の各場合のように、非公開情報が記載されたメールや添付ファイルが受信者において閲覧される前に削除等されており、その旨が内部管理部門において確認され事後検証可能な状態で記録されている場合には、「受領」又は「提供」には至っていないものと考えられます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>当該取消成功（誤送信先の役職員が開封する前に取消が行われたことの証明）のシステムによる確認メールを受信した場合。</p> <p>（C）いずれの場合も、誤送信の事実が内部管理部門に対して削除等の対応の事前又は事後に報告され、内部管理部門において当該メールが未開封のまま削除されていること（事前に報告を受けた内部管理部門が当該メールの内容を確認し、システム担当者又は誤送信者に指示して未開封のまま削除させることを含む。）が確認され、誤送信事案として記録されているものとする。</p> <p>（2）誤送信先であるメールの受信者による対応の結果、実際には情報漏洩が生じない場合：</p> <p>（A）受信者が、メールのタイトルから受け取るべきではないメールであると判断し、当該メールを開封することなく削除した場合。</p> <p>（B）受信者に、ファイアーウォール規制上非公開情報の授受が認められている受信者と認められていない受信者がいる場合で、後者の受信者が誤送信メールを開封する前に前者の受信者が誤送信に気づいて誤送信者に連絡し、（i）誤送信者がリコールを行う（その後誤送信者はリコール完了確認メールを受信）、又は（ii）誤送信者が受信者に対して誤送信メールを開封せずに削除するよう依頼する場合（その後受信者は当該メールを未開封のまま削除）。</p> <p>（C）いずれの場合も、誤送信の事実が内部管理部門に対して削除等の対応の事前又は事後に報告され、内部管理部門において当該メールが未開封のまま削除されていること（事前に報告を受けた内部管理部門が当該メールの内容を確認し、システム担当者又は受信者に指示して未開封のまま削除させることを含む。）が確認され、誤送信事案として記録されているものとする。</p> <p>（3）非公開情報を含む添付書類のパスワード保護により情報漏洩を阻止できた場合：</p> <p>（A）誤送信メール内に非公開情報を含むパスワード付き添付書類があり、パスワード通知が行われる前に当該メールの削除が行われた場合。具体的には、当該メール自体は誤送信先の役職員に開封されてしまったがパスワード保護により非公開情報に触れる前に速やかに削除されており、当該誤送信メールの本文には非公開情報又はそれを推知させる情報がない、パスワード通知のメール送信がなされていない、などの状況を削除等の対応の事前又は事後に報告を受けた内部管理部門が確認し、誤送信事案として記録した場合。</p>	
39	<p>親子関係にある銀行と証券会社で兼職を行う場合において、新オプトアウトや現行オプトアウト対象顧客の内オプトアウト非行使顧客及びオプトイ</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、他の関係する規制を遵守されているとの前提であれば、貴見のとおりと考えられます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>ン顧客の情報（共有情報）のうち、銀行で取得した顧客情報（共有情報）を当該兼職者が利用して当該顧客に対して証券会社の業務（有価証券の売買その他取引の勧誘等）を行うことは、兼職者が当該顧客に対して誤認防止措置を適切に講じた上であれば、当該兼職者の証券会社の職員としての行為であり、銀行職員として証券会社のために媒介や代理を行っているものとはならない、という理解でよいか。また、その逆（証券会社で取得した顧客情報（共有情報）を当該兼職者が利用して、当該顧客に対して銀行の業務（貸出、預金、銀行プロダクツとしてのデリバティブ等）を行う場合）も同様に解釈されるとの理解でよいか。</p> <p>なお、過去のパブリックコメント結果（平成 21 年 1 月 20 日付金商法政府令改正案パブリックコメント回答 38 ページ最下段）と基本的に同様の考え方であるとの理解でよいか確認する趣旨である。</p>	
40	<p>非公開情報授受規制の適用範囲は、規制の趣旨に照らして、有価証券関連業を行う第一種金商業者（以下「金商業者」と「親子法人等」一般との間での授受ではなく、「親子銀行等」との間での授受に限定してほしい。すなわち、金商業者は金融機関として当然守秘義務を負っており守秘義務の範囲内で情報管理しているため顧客の意向に反する情報授受を行うことは守秘義務違反となるところ、かかる守秘義務の上乗せで課される、非公開情報授受規制の趣旨（利益相反や優越的地位の濫用といった弊害を防止し、もって顧客の利益を保護すること）は、主に金商業者と銀行との間の情報授受において妥当するものであり、銀行以外の親子法人との間にも課すことは過剰である（規制の趣旨とは逆に、かえって顧客の利益を阻害している場面もある）。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
41	<p>主要行等監督指針（V-3-3-6 銀行とその証券子会社等の関係）における記述と今回の金商業者等監督指針の記述が大きく異なっており、金商業者等監督指針は非常に具体的かつ詳細な記述となっている。ここまで詳細な記述が必要かは議論が必要かもしれないが、少なくとも金商業者にこれらを求めるのであれば主要行等にも同等の求めが必要ではないのか。</p>	<p>金商業者等監督指針IV-3-1-4の「親子法人等との非公開情報の授受」は、証券会社等を名宛人とする制限である金商業等府令第153条第1項第7号及び第8号に関する事項であるため、金商業者等監督指針において監督上の着眼点を示すべきものであると考えられます。</p>
42	<p>金商業等府令第275条第2項の「…親銀行等又は子銀行等である所属金融機関から受領し、又は提供する情報…」においては、「親銀行等又は子銀行等である所属金融機関から」は「受領し、又は提供する情報」に等しくかかっており、従前同様、「親銀行等若しくは子銀行等」という記載でもよいという整理はあり得ないか。</p>	<p>ご指摘の箇所は法技術的な観点からの改正であり、情報授受の規制が適用される者の範囲について従前の取扱いを変更するものではありません。</p>



No.	コメントの概要	金融庁の考え方
<b>▼ホームページルールの撤廃（金商業者等監督指針Ⅳ-3-1-4（4））</b>		
43	<p>兼職者が入手した非公開情報につき、「いずれの兼職先の法人等において取得した非公開情報として取り扱うか、取得に至った経緯や顧客の認識を踏まえて、適切に判定する」とあるが、兼職者と顧客とのコミュニケーションが、兼職先の両社に連携していることを前提とした文脈・経緯であって、この点が顧客にも認識されていることが明らかであれば、兼職先の両社が取得した情報であると解することは可能か。</p> <p>また、例えば、兼職者が顧客とコミュニケーションを取る際に、「自身は兼職者であり、貴社の情報は兼職先である証券と銀行の両社で共有させていただきたいが、もし情報の共有先を、証券あるいは銀行のみとされたい場合には申し出いただきたい」旨をあらかじめ明示し、特段の申出がないまま、取引が進行していく場合には、兼職先の両社が取得した情報であることがより明確になると思われるが、このような理解でよいか。</p>	<p>基本的に貴見のとおりと考えられますが、具体的には、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
44	<p>平成21年1月30日付金商業者等監督指針改正案パブリックコメント回答（54～55ページにおいて、ホームページルールを前提に、「（兼職職員である）営業担当者がアクセスすることができない非共有情報にかかる顧客を担当することは困難と考えられます。」（54ページ項番2）、「証券会社等とその親子法人等を兼職し、証券会社等が管理する非共有情報にのみアクセスできる職員は、証券業務に関してのみ、非共有情報にかかる法人顧客への勧誘が認められるものと考えられます。」（55ページ項番3）、「1人の兼職者が、証券会社に対してオプトアウトした顧客に株式売買を勧誘し、銀行に対してオプトアウトした顧客に融資の勧誘をするといった対応は認められないものと考えられます。」（55ページ項番4）とされているが、今般、ホームページルールが廃止されることにより、銀行・証券の兼職者が非共有情報に係る顧客を銀行・証券の双方で担当すること、及び、銀行商品の勧誘及び証券商品の勧誘を行うことは、誤認防止を適切に行い、一方の非共有情報の他方の業務での勧誘への利用を行わない限りは、従前のような制限はないとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおり、職員が、証券会社等又は非公開情報の授受を行う親子法人等のうち、一の法人等が管理する非共有情報以外の非共有情報にアクセスできないこと（いわゆるホームページルール）の帰結としてのご質問の各制限については、今般の改正後は存在しなくなるといえます。</p> <p>なお、ホームページルール撤廃後も、金商業等府令第153条第1項第7号及び第8号等に基づき、一の法人等においてアクセスできる非共有情報（当該法人等以外の法人等が同様の情報を有していないものに限る。）を利用して、当該法人等以外の法人等の役職員として顧客に対する勧誘等を行ってはならないことに変わりはないことには留意が必要と考えられます。</p>
45	<p>平成26年3月28日付パブリックコメント回答項番52において、持株会社Xと傘下の証券会社Aの内部管理部門以外の部門に属する兼職者に関し、ホームページルールの適用があることを前提に、当該兼職者が証券会社Aの非共有情報にアクセスできる場合には、持株会社Xが証券会社A以外の子会社から受領した非共有情報にはアクセスできない、との趣旨の回答がなされている。今般、ホームベース</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>ルールが撤廃されることにより、持株会社Xと傘下の証券会社Aの内部管理部門以外の部門に属する兼職者は、(1)証券会社Aの職員の立場で証券会社Aの非共有情報にアクセスし、証券会社Aの業務上利用すること、(2)持株会社Xの職員の立場で、持株会社Xが傘下の銀行Bから経営管理目的で受領した非共有情報にアクセスし、持株会社Xとしての経営管理の業務上利用すること(当該兼職者が当該非共有情報を証券会社Aに提供せず、兼職先である証券会社Aの業務上利用しないことが前提)、及び(3)持株会社Xの職員の立場で、持株会社Xが証券会社Aから経営管理目的で受領した非共有情報にアクセスし、持株会社としての経営管理の業務上利用すること(当該兼職者が当該非共有情報を銀行Bに提供しないことが前提。当該兼職者は、証券会社Aの非共有情報について、証券会社Aの職員と持株会社Xの職員の双方の立場でアクセス・利用が可能であるが、持株会社Xの職員の立場でアクセス・利用が可能な証券会社Aの非共有情報は、持株会社Xが経営管理目的で証券会社Aから受領した非共有情報に限定する前提)の全てが、同時に可能となる、との理解でよいか。</p> <p>さらに、持株会社X、傘下の証券会社A及び傘下の銀行Bの3社の内部管理部門以外の部門に属する兼職者である場合、上記(1)から(3)までに加えて、(4)銀行Bの職員の立場で銀行Bの非共有情報にアクセスし、銀行Bの業務上利用することも、同時に可能となる、との理解でよいか。この場合、上記(3)に関しては、当該兼職者が当該非共有情報を銀行Bに提供しないことに加えて、兼職先である銀行Bの業務上利用しないことが前提。</p>	
46	<p>金商業者等監督指針Ⅳ-3-1-4(4)⑥の一段落目下線部「いずれか一の法人等においてアクセスできる非共有情報(当該法人等以外の法人等が同様の情報を有していないものに限る。)を利用して…」について、非共有情報を受領し認識したことをもって直ちに「利用」には当たらないとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおり、証券会社等又は非公開情報の授受を行う親子法人等において、複数の法人等の営業部門その他の非公開情報を用いて業務を行う部門の役職員としての立場を有する役職員が、一の法人等の立場で非共有情報を受領し認識したことをもって直ちに他の法人等が当該非共有情報を受領したり、利用したりしたとみなされるものではありません。</p>
47	<p>「…いずれか一の法人等においてアクセスできる非共有情報…を利用して、…顧客に対する勧誘等を行わないことを確保するための措置」とあるが、勧誘等が行われないように兼職を認めないということではなく、兼職を認めた上で、例えば、兼職部署において実際に勧誘等を行っていないか検証する態勢を整備するとの方法は取り得るとの考え方でよいか。</p>	<p>ご質問の「兼職部署」の意義が必ずしも明らかではありませんが、基本的に貴見のとおり、兼職を認めたとうえで金商業者等監督指針Ⅳ-3-1-4(4)⑥第一段落記載の措置を講じる方法は取り得るものと考えられます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
48	<p>金商業者等監督指針Ⅳ-3-1-4(4)⑥のなお書きでは、兼職者がいずれか一方の非共有情報を他の兼職先における業務に関して役職員等に伝えることが非共有情報の授受に該当するとされている一方で、当該「役職員等」については括弧書で「当該兼職者と同様に兼職を行っている者を除く。」とされている。兼職する両業態の非共有情報を含めた非公開情報を兼職者間限りの資料として一覧化し、Need to Know 原則を踏まえたうえで、当該一覧を、それぞれの非共有情報が属する法人等の業務に係る案件の検討においてのみ参照する（銀行に属する非共有情報なのであれば銀行の業務に係る案件の検討においてしか参照しない。）ことは、非共有情報の授受に該当しないとの理解でよいか。</p>	<p>ご質問のなお書きにおいて「当該兼職者と同様に兼職を行っている者を除く」としている趣旨は、兼職先を同じくする役職員に対して当該同じ兼職先の業務のために非共有情報を伝えたからといって直ちに当該役職員の他の兼職先が当該情報を受領したとはみなされないためであり、こうした場合に限らず兼職形態が同じ兼職者同士では非共有情報の伝達が自由に行えるという趣旨ではありません。</p> <p>兼職者については、金商業等府令第153条第1項第7号及び第8号等の情報授受等に関する規制を遵守し、また、Need to Know 原則に基づき適切な情報管理を行うために、実効的な措置を講じる必要があります。ご質問のような措置については、その適切性や実効性は個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
49	<p>(1) 本改正で、現行金商業者等監督指針Ⅳ-3-1-4(2)⑥イが削除されることで、いわゆるホームページルールが廃止されることになる。もっとも、弊害防止措置は引き続き継続していることから、兼職者は所属する法人等にある顧客情報にアクセスできるものの、当該情報の利用には制限があり、金商業者は同指針Ⅳ-3-1-4(4)⑥に定める「措置（非公開情報の授受規制といった弊害防止措置や、顧客情報を取得した経緯の確認、Need to Know 原則を遵守など）」を講じる必要があるという理解でよいか。</p> <p>(2) また、上記「措置」とは、各金商業者がプリンシプルベースで考え判断・運営をするということによいか。又は、貴庁において具体的な「措置」を念頭に置いているか。ホームページルールが撤廃される場合、法人間でのシステム上の情報遮断を行ったとしても当該兼職者においては例えば銀行の職員の立場において、銀行の顧客の非共有情報（銀行との関係でどのような取引を行っているかといった投資性向等）を知っているが、金商業者の職員の立場で金商業者としての取引のマーケティングを行う場合に、当該兼職者の頭にある銀行サイドでの顧客情報を使用しないということを実際どのように確保すべきか、あるいはどのように不使用を疎明できるのかは悩ましい問題と思われるため、ここでいう措置とはどのようなレベルを想定しているか明確にしてほしい。</p>	<p>(1) については、貴見のとおりと考えられます。</p> <p>(2) については、金商業等府令第153条第1項第7号及び第8号等の情報授受等に関する規制を遵守し、また、Need to Know 原則に基づき適切な情報管理を行うための適切な措置を講じる必要があります。当該措置の具体的な内容については、各社の実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、上記規制等の遵守の観点から実効性の伴うものになっている必要がある点に留意が必要と考えられます。</p>
50	<p>金商業者等監督指針Ⅳ-3-1-4(2)⑥の改正案（改正後は(4)⑥）では、「いずれかの法人等においてアクセスできる非共有情報（当該法人等以外の法人等が同様の情報を有していないものに限る。）を利用して、当該法人等以外の法人等の役職員として顧客に対する勧誘等を行わないことを確保するための措置」を講じることとされている。</p>	<p>ご質問の兼務者は、Aの役職員として、Aの非共有情報を利用して、顧客に対して、Aのビジネスに係る勧誘等を行うことができます。なお、Aのビジネスが、AがBの代理業者として営むビジネス（例：融資・信託に係る代理業）である場合、代理の効果が帰属するBにおいて契約管理その他の目的で当該非共有情報を利用してしまふなど、金商業等府令</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>この内容について、証券会社Aと（親子法人等の）銀行Bとを兼務する役職員（以下「兼務者」）を想定した場合、当該兼務者は、A Bそれぞれの非共有情報へのアクセスが可能であるが、兼務によって知り得たA B一方の非共有情報を利用して、当該情報を有しない「当該法人等以外の法人等の役職員として勧誘等を行わない」こととされているものと理解される。</p> <p>このことに関して、AがBの銀行代理業者又は信託契約代理業者であって、兼務者が（Bが有していない）Aの非共有情報（顧客情報など）にアクセスした場合について、以下の理解で差し支えないか。</p> <p>（1）兼務者は、Aの役職員として、Aの非共有情報を利用して、顧客に対して、AがBの代理業者として営むビジネス（例：融資・信託に係る代理業）に係る勧誘等を行うことができる。</p> <p>（2）兼務者は、Bの役職員として、Aの非共有情報を利用して、顧客に対して、Bのビジネスに係る勧誘等を行うことはできない。</p>	<p>第153条第1項第7号又は第8号に違反することが無いよう留意する必要があると考えられます。</p> <p>ご質問の兼務者が、Bの役職員として、Aの非共有情報を利用して、顧客に対して、Bのビジネスに係る勧誘等を行うことはできないことは、貴見のとおりと考えられます。</p>
51	<p>「兼職者間での当該情報の利用が行われなことを確保するための態勢」とあるが、兼職者が業務遂行上の必要性のない情報にアクセスし、当該情報を利用することは、兼職者間での利用に限らず制限されるべきものと思われるため、「兼職者間での」を削除してはどうか。</p>	<p>金商業等監督指針Ⅳ-3-1-4（4）⑥の第2段落はとりわけホームページ撤廃後の兼職者に関する留意点を明らかにする趣旨であり、その点を明確化するため「兼職者間での」としておりますので、ご意見にあるような修正は適当でないものと考えられます。なお、Need to Know原則が兼職者間での利用に限らず適用されることは貴見のとおりです。</p>
52	<p>市場制度WG第二次報告 24 ページ注 81 において、「ホームページの撤廃に関しては、情報授受規制の緩和と併せて行うものであることから、十分な影響の検証やモニタリングが必要との意見があった。」との記載があることから、当局において体制・態勢整備が出来ているかどうか確認していただきたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
53	<p>ホームページ撤廃については、兼職者との間で非共有情報の共有は可能となるものの、金商業等府令第153条第1項第8号（金融商品取引契約の締結の勧誘の禁止）については引き続き規制がかかるものと理解しているが、本改正案では「当該法人等以外の法人等の役職員として顧客に対する勧誘等を行わないこと」とされており、規制の対象が金融商品取引契約の締結の勧誘に限定されない記載となっている。これは、非共有情報を金融商品取引契約の締結の勧誘以外の勧誘活動に利用した場合（勧誘以外の活動に利用した場合を含む。）は、金商業等府令第153条第1項第8号違反には該当しないとしても、兼職者を通じてエンティティを跨ぐ受領・提供が行われたものとして金商業等府令第153</p>	<p>貴見のとおり、ご指摘の記載は金商業等府令第153条第1項第8号違反に限定されない記載となっています。これは、同号に規定する金融商品取引契約の締結の勧誘に利用される場合はもちろん、それ以外の勧誘といった対外的な利用の場合や、さら言えば対内的な利用の場合であっても、「当該法人等以外の法人等」における利用の前提として、「当該法人等」から「当該法人等以外の法人等」に対して情報の受領又は提供があれば、金商業等府令第153条第1項第7号違反となるため、同項第8号の場合に限定せず「勧誘等」を対象にした記載としたものです。かかる観点からは、ご指摘の記載は、金商業等府令第153条第1項第7号又は第8号以外に新たな規制を課すものではありません。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>条第1項第8号違反となることを指しているとの理解でよいか。</p> <p>上記の前提である場合に、金融商品取引契約の締結の勧誘に利用した場合は第7号及び第8号の双方の違反となるが、それ以外にエンティティを跨いで利用した場合は第7号の違反のみとなること、すなわち第8号違反やそれ以外の規制に違反するものではない、という意味において本改正により新たな規制を課すものではない、という理解でよいか。</p> <p>ホームページルール撤廃については、兼職者との間で非共有情報の共有は可能となるものの、金商業等府令第153条第1項第8号（金融商品取引契約の締結の勧誘の禁止）については引き続き規制がかかるものと理解しているが、金商業者等監督指針の記載において、第8号違反に限定されない記載とされている背景・理由について確認したい。</p>	
54	<p>金商業者等監督指針Ⅳ-3-1-4(4)⑥に、「いずれか一の法人等においてアクセスできる非共有情報（当該法人等以外の法人等が同様の情報を有していないものに限る。）」という記載があるが、ここでいう非共有情報には、上場企業等に対するオプトアウトの機会の通知を経て、親子法人間で共有した情報やオプトイン手続きを経て、親子法人間で共有した情報は含まれないと理解してよいか。なお、Need to Know 原則は適用されている前提とする。</p>	<p>「非共有情報」とは、オプトアウトした法人顧客やオプトインしていない顧客に係る非公開情報をいいますので、上場企業等に対するオプトアウトの機会の提供や上場企業等がオプトアウトに応じて共有が停止されることとなっている旨を容易に知り得る状態に置かれたことを経て、オプトアウトされなかった情報や、オプトイン手続きを経た情報は、「非共有情報」には含まれません。</p>
<b>▼内部管理業務等（金商業者等監督指針Ⅳ-3-1-4（5）等）</b>		
55	<p>当該注書きの追加によって以下の理解でよいか。</p> <p>（1）営業部門所属の営業職員（※）がマネロン・テロ資金供与対策に係る業務を担当するケースでは、当該職員のマネロン・テロ資金供与対策業務は内部管理業務に当たることから、顧客情報を受領すること、及び、同じ金融グループの他の親法人等・子法人等と授受することが可能になった。</p> <p>（2）しかし、営業職員が、オプトインをしていない又はオプトアウトをしている顧客に関する情報をマネロン対応・テロ資金対応目的で入手した場合、かかる営業職員は、オプトイン又はオプトアウトの対象となっている同じ金融グループの他の親法人等・子法人等における営業の目的で利用することはできない。</p> <p>（※）当該役職員は、営業部門のマネロン・テロ対応専任に限定されるものではなく、営業部門に所属し営業業務を行いつつ、かつ、マネロン・テロ対応業務を行う者も含むものとする。</p>	<p>基本的に貴見のとおりと考えられますが、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る業務その他の金融犯罪防止に関する関係法令等の遵守管理に関する業務のための情報共有に際しては、金商業者等監督指針Ⅳ-3-1-4（5）③（注）に記載された漏えいや目的外の利用・共有（営業目的での利用・共有に限らず、金融犯罪防止に関する関係法令等の遵守管理に関する業務以外の業務のための利用・共有全般が含まれます。）がされないことを確保するための措置が講じられる必要があることを踏まえ、当該措置の実効性に留意が必要と考えられます。</p>
56	<p>営業部門において、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る業務その他の金融犯罪防止に関する関係法令等の遵守に関する業務を担当</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>する者が配置されている場合とは、当該担当者が営業部門との兼務を認められていることからして、専ら金融犯罪防止に関する関係法令等の遵守に関する業務に従事することや、専ら営業部店における法令遵守管理に関する業務に従事することまでが求められるものではなく、営業活動に従事することは可能との理解でよいか（当該非公開情報を営業目的で利用しないことが前提）。</p> <p>また、当該担当者について、職位等の制限はないとの理解でよいか。</p>	
57	<p>営業部門において、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る業務その他の金融犯罪防止に関する関係法令等の遵守に関する業務を担当する者が、非公開情報の漏えいを禁止される役職員として、営業部門の現場担当者が例示されているが、例えば、犯収法上の取引時確認等の業務には営業部門の特定の役職員のみではなく、現場担当者も顧客への聴取・資料の提出要請などで従事していることが多く、このような場合は、営業部門の現場担当者であっても、当該業務のために非公開情報を取り扱う限りにおいては内部管理部門等に該当するとの理解でよいか（当該非公開情報を営業目的で利用しないことが前提）。</p>	
58	<p>「他の役職員…に漏洩したり、当該非公開情報を当該業務以外の目的…で利用したりしないことを確保するための措置」とは、各金商業者がプリンシプルベースで考え判断・運営をするという理解でよいか。</p>	<p>ご質問の措置としては、金商業者等監督指針Ⅳ－3－1－4（4）⑥⑦も踏まえつつ、金商業等府令第153条第1項第7号及び第8号等の情報授受等に関する規制を遵守し、また、Need to Know原則に基づき適切な情報管理を行うために、実効的なものとする必要があり、例えば営業部門の職員が非公開情報を取得し又は共有する際にコンプライアンス部門等が管理するシステムを用いることや、メール等の当該システム外で共有する際にはコンプライアンス部門等の専従者のメールアドレスをCCに追加すること等が考えられますが、当該措置の具体的な内容については、各社の実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
59	<p>営業部門において、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る業務その他の金融犯罪防止に関する関係法令等の遵守に関する業務を担当する者が配置されている場合、当該業務のため、非公開情報を取り扱う限りにおいて、当該担当者も内部管理部門等に該当するものとされていることから、当該担当者は、（1）証券会社等又はその親子法人等のうち、当該担当者が所属する法人Aの内部管理部門等（営業部門以外。以下同じ）が他の法人Bから受領した当該非公開情報を、法人Aの内部管理部門等から受領することや、（2）当該業務のために、他の法人Bの内部管理部門等又はその営業部門</p>	<p>基本的に貴見のとおりと考えられますが、金商業者等監督指針Ⅳ－3－1－4（5）③（注）でいう「内部管理部門等」とは、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る業務その他の金融犯罪防止に関する関係法令等の「法令遵守管理…に関する業務」（金商業等府令第153条第3項第1号等）としての「内部の管理及び運営に関する業務」（金商業等府令第153条第1項第7号リ）を行う部門をいいます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	から、法人Aの内部管理部門等を経由せずに直接受領することができる（(1)・(2)とも、法人Bは、法人Aの営業部門の当該担当者に直接提供することができる）、との理解でよいか。	
<b>●弊害防止措置の実効性強化</b>		
<b>▼法人関係情報に基づく自己売買等の禁止（金商業等府令第117条第1項第16号）</b>		
60	市場制度WG第二次報告において、「主に投資銀行業務や大企業向け商業銀行業務に相当する部分」に関し、情報授受規制を大胆に見直すとともに弊害防止措置をしっかりと講じることとされたことを踏まえれば、改正案における「登録金融機関（銀行に限る）」の対象は銀行の登録金融機関業務のみに限定されるものではないと理解することが適切であると考えますが、その理解でよいことを確認したい。	今回の金商業等府令第117条第1項第16号の改正は、同号の対象に登録金融機関である銀行を追加するものであり、登録金融機関業務のみに限定するものではありません。
61	登録金融機関は「銀行」だけでなく（金商法第33条第1項）、銀行以外の登録金融機関には規制を課さない合理性が乏しい。今回の改正の裏付けとなるような、監督・検査事例において、銀行の場合に特別にインサイダー等が多いという立法事実があれば、ご教示いただきたい。せめて、イコールフットィングの観点から、「銀行に限る」は削除していただきたい。 また、自己勘定で投資行為を行うこと自体は、二種業者や、投資運用業者、投資助言・代理業者も同じであり、そもそも登録金融機関に限定する必要はなく、金商業業者や、金商媒介業者にも範囲を広げるべきではないか。	従前、法人関係情報に基づく有価証券の自己売買等の禁止規定（金商業等府令第117条第1項第16号）は、有価証券関連業を行う第一種金商業業者のみに適用されていたところです。 当該規定については、市場制度WG第二次報告において、銀行が投資銀行業務等を行う場合には、登録金融機関としての銀行に対しても証券会社と同様の規制を課すことが適当である旨の提言がなされたことを踏まえ、今回の改正を行うものです。
<b>▼顧客情報管理（金商業者等監督指針Ⅲ-2-4（1）、主要行等監督指針Ⅲ-3-3-3-2（1）、中小・地域金融機関監督指針Ⅱ-3-2-3-2（1）等）</b>		
62	今般の改正案において、監督指針に追記されたNeed to Knowの原則は、法律上の義務として記載しているのではなく、顧客等に関する情報管理態勢の整備に当たってのプリンシプルとして参考とすべき考え方であるとして記載しているとの理解でよいか。	Need to Know原則については、プリンシプルベースの監督上の留意点として、同原則を踏まえた適切な顧客等に関する情報管理態勢の整備を求めるものです。
63	Need to Know原則における「業務遂行上の必要性」とは、プリンシプルベースでその趣旨に則して判断されるものであって、例えば、顧客との間で特別な定めのない限り、情報を入手した当該案件の遂行のためのほか、顧客の利益に資すると考えられる他のサービスを遂行する目的も含まれ得るとの理解でよいか。	Need to Know原則における「業務遂行上の必要性」は、顧客の利益・目的・意思（同意の有無を含みます。）、業務内容等に鑑み、正当な必要性が認められるか否かを踏まえ、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられ、かかる正当な必要性が認められる限りでご質問のような目的が含まれ得ることは否定されません。なお、顧客等に関する情報が法人関係情報である場合については、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止に係る規定や留意事項（金

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
		商業等府令第 117 条第 1 項第 16 号、金商業者等監督指針Ⅲ-2-4(3)、主要行等監督指針Ⅲ-3-3-3-2(3)等も踏まえ、当該情報へのアクセス及びその利用の必要性を適切に判断する必要があります。
64	今般の銀証ファイアーウォール規制の見直しにより、金融グループ内で顧客の法人関係情報等の共有が進むことが想定されるが、各社の顧客情報管理における Need to Know 原則等の具体化に際しては、銀行・証券の間で同等の水準が確保される必要があると考えられるところ、今後の当局の監督においても、その実効性を確保するため目線を合わせた対応をお願いしたい。	顧客情報管理については、監督指針において、Need to Know 原則を踏まえ、顧客情報管理の適切性を確保する観点から、業務の内容・規模等に応じて、そのための組織体制や社内規定の整備等の適切な内部管理態勢の整備を求めています。 また、銀行・証券会社に対する実効的なモニタリングを通じて、顧客情報管理の実効性の確保を図ることが重要であり、関係部署間で必要な連携を行ってまいります。
65	Need to Know 原則が示されたが、この原則に準拠していないとみなされた場合、金商法第 40 条第 2 号を受けた金商業等府令第 123 条に違反することとなるのか。該当するとした場合、それは同府令の何号の規定に背くこととなるのか確認したい。	いわゆる Need to Know 原則は、顧客等に関する情報の管理一般に妥当するプリンシプルと位置付けられ、各金融機関においてその行う業務の内容・規模・特性に応じて適切な管理態勢を整備することが求められるものであることから、一概に回答することは困難です。
66	中小・地域金融機関監督指針Ⅱ-3-2-3-2(1)①「顧客等に関する情報へのアクセス及びその利用は業務遂行上の必要性のある役職員に限定されるべきという原則（以下「Need to Know 原則」という。）の由来・背景についてご教授いただきたい。また、当該原則に関する参考文献等があれば、ご教示いただきたい。	市場制度WG第二次報告において、「法人関係情報以外の顧客情報も含めた Need to Know 原則に基づく情報管理の徹底の必要性等、監督指針等において具体的に示していくことが適当である。」との提言を受け、Need to Know 原則を監督指針に規定したものです。
67	中小・地域金融機関監督指針Ⅱ-3-2-3-2(1)①について、銀証連携に関係した範囲に及ぶのか、または銀証連携に限定せず全ての「顧客等に関する情報へのアクセス及びその利用」に関して及ぶのかについてご教示いただきたい。	銀証連携に限定せず、全ての「顧客等に関する情報へのアクセス及びその利用」に関して及びます。
68	中小・地域金融機関監督指針Ⅱ-3-2-3-2(1)①「業務の内容・規模等に応じて、そのための組織体制の確立（部門間における適切なけん制の確保を含む。）、社内規程の策定、金融グループ内の他の金融機関（持株会社を含む。）との連携等」について、 (1)「そのための」は、引き続き、「顧客等に関する情報管理の適切性を確保するための」という理解でよいか。 (2)「金融グループ内の他の金融機関（持株会社を含む。）」については、金商業者等監督指針では、ひとまず「金融機関（持株会社を含む。）」に「連携」についての着眼点は限定され、金融機関以外の金融グループ会社との連携については、当該金融グループ会社の規模・特性を踏まえた、各銀行の適切な判	前段について、「そのための」は、「Need to Know 原則を踏まえ、顧客等に関する情報管理の適切性を確保するための」を意味します。 後段については貴見のとおりと考えられます。



No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	断に委ねられている、という理解でよいか（中小・地域金融機関監督指針Ⅱ－３－２－３－２（１）⑤も同様）。	
69	金商業者等監督指針Ⅲ－２－４（１）②について、「具体的な取扱基準」の中には、各社において Need to Know 原則の考え方を定めることも含まれていると理解してよいか。	貴見のとおりと考えられます。
70	中小・地域金融機関監督指針Ⅱ－３－２－３－２（１）②第３文について「他者」とあるが、第２文における「銀行の行内若しくは行外、又は行内の同一の部門内若しくは異なる部門」を意味しているという理解でよいか。	「他者」は、当該銀行以外の者を意味します。
71	中小・地域金融機関監督指針Ⅱ－３－２－３－２（１）②第３文について「また、当該情報の他者への伝達については、上記の法令、保護法ガイドライン、金融分野ガイドライン、実務指針の規定等に従い手続きが行われるよう十分な検討を行った上で取扱基準を定めているか。」と記載されている。当該「法令」の中身についてご教示いただきたい。同第１文が「顧客等に関する情報の取扱いについて、」で始まっているため、第３文の「当該情報」も顧客等に関する情報であるものと思われるが、仮に、法人関係情報について金商法上のインサイダー取引規制を含める趣旨で、法令に金商法が含まれるとする場合、同指針Ⅱ－３－２－３－１に金商法が出てこないため、同第４段落内で金商法について言及した方がよいかと思う。	「上記の法令」は、個人情報の保護に関する法律及び金商法並びにこれらの下位法令を意味します。
72	中小・地域金融機関監督指針Ⅱ－３－２－３－２（１）②の取扱基準については、Need to Know 原則や、法令・実務指針の規定等を考慮して定めることが監督上の着眼点であり、従前の「コンプライアンス（顧客に対する守秘義務、説明責任）及びレピュテーションの観点」は、監督上の直接の着眼点からは削除され、より具体的な法令、規則等に観点の軸足を移されたという理解でよいか。	顧客等に関する情報の取扱基準については、Need to Know 原則や法令、実務指針の規定等を考慮して定めることが監督上の着眼点であることは貴見のとおりですが、一般論として、顧客等に関する情報の取扱いにおいては、「コンプライアンス（顧客に対する守秘義務、説明責任）及びレピュテーションの観点」からの検討も必要と考えられます。
73	「顧客等に関する情報へのアクセス管理の徹底（アクセス権限を有する者の範囲が Need to Know 原則を逸脱したものとなることやアクセス権限を付与された本人以外が使用することの防止等）」について、基本的には全ての顧客情報が対象であるとの理解でよいか。 また、その場合、情報の種類や性質（例えば法人関係情報とそれ以外の顧客情報）に応じて適切な管理方法を選択することが許容され得るとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
74	<p>中小・地域金融機関監督指針Ⅱ-3-2-3-2 (1)③前段について、「顧客等に関する情報を適切に管理するための態勢が構築されており、コンプライアンス部門の関与のもと当該顧客等に関する情報の管理状況を適時・適切に検証できる体制」とあるが、銀証連携に係る改正である趣旨を踏まえると、インサイダー取引規制に関する記述であるように理解しているが、それでよいか。</p> <p>仮に、インサイダー取引規制を超えて広く顧客等に関する情報について態勢構築を求める場合、金融検査マニュアルを廃止し、各金融機関におけるコンプライアンス・リスク管理の枠組みに任せようとするだけでは足りず、監督指針でなおコントロールしなければならないとする背景や立法事実に関してご教授いただきたい。</p>	<p>ご指摘の記載はインサイダー取引規制のみならず、より広く顧客等に関する情報について態勢構築を求めるものです。ご指摘の改正箇所については、市場制度WG第二次報告において、「法人関係情報以外の顧客情報も含めた Need to Know 原則に基づく情報管理の徹底の必要性等、監督指針等において具体的に示していくことが適当である。」との提言がなされたことを受けたものです。</p>
75	<p>主要行等監督指針Ⅲ-3-3-3-2 (1)④及び中小・地域金融機関監督指針Ⅱ-3-2-3-2 (1)④について、「必要に応じた」の削除は、現行の金業者等監督指針の記載と平仄を合わせるための修正と理解しているが、事案の軽重を踏まえない全量の開示を求めるものではないとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
76	<p>中小・地域金融機関監督指針Ⅱ-3-2-3-2 (1)④について、漏えい等が発生したときを想定して記載がされているものと思われるが、これに対して、令和3年12月22日付で別途パブリックコメントに付されている「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第11条第3項では、漏えい等のおそれのある事案に対して必要な措置を取るよう改正案が出されている。貴庁としては漏えい等のおそれのある事案に関して、監督指針・ガイドライン間での平仄を合わせるつもりはないということでしょうか。何らかの調整が図られてしかるべきと考えるがどうか。</p>	<p>ご指摘の記載は「顧客等に関する情報」に係る留意点を示すものであり、ご指摘の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」とは目的が異なるため、記載内容には差異が生じています。</p>
<p><b>▼法人関係情報管理（金業者等監督指針Ⅲ-2-4 (3)、主要行等監督指針Ⅲ-3-3-3-2 (3)、中小・地域金融機関監督指針Ⅱ-3-2-3-2 (3)等）</b></p>		
77	<p>「プライベート部門（営業部門のうち、恒常的に法人関係情報を取得することが想定される部門をいう。）」と「パブリック部門（営業部門のうち、プライベート部門以外の部門をいい、例えば、有価証券の売買その他の取引等の勧誘やその取引の媒介・取次ぎ・代理を行う部門や、自己取引又は委託取引の執行を行う部門などが考えられる。）」について、これら定義を踏まえた各部門等のプライベートとパブリックの区分を行うに当たっては、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不正な取引の防止という趣旨を踏まえて適切な場合には、各部</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>門等の業務の性質に応じた区分とすることも許容されるとの理解でよいか。</p>	
78	<p>「プライベート部門（営業部門のうち、恒常的に法人関係情報を取得することが想定される部門をいう。）」と「パブリック部門（営業部門のうち、プライベート部門以外の部門をいい、例えば、有価証券の売買その他の取引等の勧誘やその取引の媒介・取次ぎ・代理を行う部門や、自己取引又は委託取引の執行を行う部門などが考えられる。）」について、ここでいう「部門」とは、必ずしも各行規程上の「部門」である必要はなく、それよりも小さな単位（部署、課・グループ等）ごとにプライベートとパブリックを区分することは許容されるとの理解でよいか。</p>	
79	<p>「経営管理上の必要性から役員等に法人関係情報へのアクセスを認めている場合」とは、役員自身が自らの所属するプライベート部門の業務として関与する案件についての情報伝達を個別に受ける場合ではなく、例えば、法人関係情報を管理するシステムにおいて自身が自らの所属するプライベート部門の業務として関与する案件以外の法人関係情報へのアクセス権限も経営管理上の必要性から付与している場合等、特別の権限を付与している場合との理解でよいか。</p>	
80	<p>「プライベート部門（営業部門のうち、恒常的に法人関係情報を取得することが想定される部門をいう。）」と「パブリック部門（営業部門のうち、プライベート部門以外の部門をいい、例えば、有価証券の売買その他の取引等の勧誘やその取引の媒介・取次ぎ・代理（あるいは自己取引又は委託取引の執行）を行っている部門である場合（すなわち、いずれにも該当し得る場合）、当該部門のプライベート／パブリックの区分は、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止という趣旨や、その業務の性質等を踏まえ、各行の判断に委ねられるとの理解でよいか。</p> <p>なお、当該部門においては、当該部門が法人関係情報を入手している場合は当該情報に係る発行体の有価証券の取引は行わない、又は、当該部門に限らず銀行全体として法人関係情報を入手している場合（これに該当するか否かはコンプライアンス部門に照会するなどして確認）には当該法人関係情報に係る発行体の有価証券の取引は行わないとの措</p>	<p>具体的な部門等の単位をプライベート部門、パブリック部門のいずれに区分するかについては、監督指針における両部門の定義、当該単位における業務の実態、例えば取引停止措置といった併せて講じられる他の措置の実効性の程度等に照らし、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止という趣旨を踏まえて適切に判断されるべきものと考えられます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	置を取っており、これによって、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止をしている。	
81	<p>各金融機関の営業部店の実態は様々であり、また、同一金融機関においても、各営業部店によって、その規模や取扱業務の範囲が異なることがあり得るため、営業部店のプライベートとパブリックの区分及び区分を行う単位（部署、課・グループ等）については、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止という趣旨や、各営業部店の業務の性質等を踏まえ、各金融機関の判断に委ねられるとの理解でよいか。</p>	
82	<p>「プライベート部門」を、「営業部門のうち、恒常的に法人関係情報を取得することが想定される部門」と、「パブリック部門」を「営業部門のうち、プライベート部門以外の部門」と定義している。ここでいう「恒常的」とは、法人関係情報の取得の可能性が常にあるとしても、一律に「プライベート部門」に分類させる趣旨ではなく、金融機関（グループ）として、その業務の性質や内包されるリスク及び法人関係情報の取得の可能性の高さ等も考慮して、各部門ごとに分類を行い、顧客情報の管理を行うことも許容されるという理解でよいか。</p> <p>例えば、監督指針でも例示されているとおり、「有価証券の売買その他の取引等の勧誘やその取引の媒介・取次ぎ・代理を行う部門や、自己取引又は委託取引の執行を行う部門」（以下、セカンダリー業務）については、一般的には「パブリック部門」に分類されているものと理解している。</p> <p>他方で、当該セカンダリー業務担当部門であっても、例えば、顧客（上場会社）の「自己株取得」を執行する部署については、「自己株取得」に係る「未公表の法人関係情報」を「恒常的」に入手するほか、「自己株取得」（ToSTNeT 3の場合）によって発生し得る「主要株主の異動」といった「未公表の法人関係情報」を入手するケースは少なくない。こうした可能性をもって当該部門が「恒常的に法人関係情報を取得することが想定される」として、「プライベート部門」に分類せざるを得ないとなると、本来は、「不公正取引」を防止するために「プライベート部門」「パブリック部門」を区別してチャイニーズウォールを運営する意義が失われてしまうことが懸念される。</p> <p>また、「営業部門」において、「プライベート部門」と「パブリック部門」の双方を所管する「管理者」（「上場会社等」のRM機能全般を担う「支店長」等）が存在するという現場の実態を踏まえて、当該「管理者」をどちらに分類するか、あるいは、いずれにも分類せずに、いわゆる「Above the Wall」的に位</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>置くけるかは、各社ごとに、また当該「管理者」の具体的な業務内容やリスクによって異なると思われる。そうした事情を考慮せずに、監督指針の定義に従って、機械的な分類やウォール・クロスの設定をしまうと、ウォール・クロス等の手続き（社内ルールの制定）が煩雑になるおそれがある。例えば、ある「支店」の「プライマリー（IB）業務」専任の「営業員」は「プライベート部門」、そのレポーティングラインである「支店長」は（当該支店の「セカンダリー業務」の責任者として）「パブリック部門」に分類されてしまうと、日常業務において、同一支店内でウォール・クロスの手続きが必要になるなど、実務が混乱するおそれがある。</p> <p>セカンダリー業務に携わる証券会社の「支店」については、「支店長」を含む「支店」という組織全体を「パブリック部門」に分類し、他の部門（「プライベート部門」「パブリック部門」とは、ウォール・クロスの対象とするような管理方法が、シンプルかつ堅確な方法（選択肢の一つ）ではないかと思料する。</p> <p>なお、本件における「プライベート部門」と「パブリック部門」の双方を所管する「管理者」対応という意味では、平成 30 年 4 月 1 日より施行された「フェア・ディスクロージャー・ルール」（金商法第 27 条の 36）導入時の「金融商品取引法第 27 条の 36 の規定に関する留意事項について（フェア・ディスクロージャー・ルールガイドライン）」に対するパブリックコメントの結果等について」（平成 30 年 2 月 6 日公表）別紙 1、項番 23 で「証券会社の社長や支店長等」といった特殊な立場を想定して、業務の実態を踏まえて回答していると思われるため、参考にさせていただければ幸いである。</p>	
83	<p>例えば、営業部において個別銘柄の株式・社債等の商品説明・勧誘は行わず、株式・社債等の一般的な内容の説明のみ行い、委託金商業者における証券口座の開設の勧誘等を行うにとどまる場合には、このような業務について限って言えば、「有価証券の売買その他の取引等の勧誘やその取引の媒介・取次ぎ・代理を行う部門や、自己取引又は委託取引の執行を行う部門など」には該当しないものと思われることから、この業務を行っていることのみをもって、当該業務を行っている営業部やその部署等をパブリック部門に区分する必然性はなく、プライベート／パブリックの区分は各金融機関の判断に委ねられるとの理解でよいか。</p>	
84	<p>例えば、営業部において、恒常的に法人関係情報を取得しており、かつ、融資業務において担保取得した特定有価証券等に係る担保実行を行っている場合であっても、担保実行はあくまで債権保全の</p>	<p>具体的な部門等の単位をプライベート部門、パブリック部門のいずれに区分するかについては、監督指針における両部門の定義、当該単位における業務の実態、ご質問のような取引停止措置といった併せ</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>ために行っており収益を上げることが目的でない有価証券の売却であることから、この業務を行っていることのみをもって、当該業務を行っている営業部店やその部署等をパブリック部門に区分する必然性はなく、プライベート／パブリックの区分は各金融機関の判断に委ねられるとの理解でよいか。</p> <p>なお、当該営業部店やその部署等においては、当該営業部店やその部署等が法人関係情報を入手している場合は当該法人関係情報に係る発行体の特定有価証券等の担保実行は行わない、又は、当該営業部店やその部署等に限らず銀行全体として法人関係情報を入手している場合（これに該当するか否かはコンプライアンス部門に照会するなどして確認）は当該法人関係情報に係る発行体の特定有価証券の担保実行は行わない、との措置を取っており、これによって、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止をしている。</p>	<p>て講じられる他の措置の実効性の程度等に照らし、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止という趣旨を踏まえて適切に判断されるべきものと考えられます。</p> <p>なお、ご質問のような担保管理業務については、債権保全のためであるからといって収益を上げることが目的でないということにはならないといえますが、担保関連業務を行っていることのみをもって営業部店をパブリック部門に区分しなければならないというわけではないものと考えられます。</p>
85	<p>「プライベート部門（営業部門のうち、恒常的に法人関係情報を取得することが想定される部門をいう。）」と「パブリック部門（営業部門のうち、プライベート部門以外の部門をいい、例えば、有価証券の売買その他の取引等の勧誘やその取引の媒介・取次ぎ・代理を行う部門や、自己取引又は委託取引の執行を行う部門などが考えられる。）」について、営業部門は「主として収益をあげるための業務を行う全ての部門をいう」とされている（金商業者等監督指針Ⅲ－２－１（１）③）が、「主として収益をあげるため」ではなく、リスク管理等のために有価証券の売買を行っている部門（例えばCDS取引を行うCPM（クレジット・ポートフォリオ・マネジメント）の部署）がある場合、当該部門のプライベート／パブリックの区分の要否及びいずれに区分するかは、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止という趣旨を踏まえ、各金融機関が適切に判断するとの理解でよいか。</p>	<p>具体的な部門等の単位をプライベート部門、パブリック部門のいずれに区分するかについては、監督指針における両部門の定義、当該単位における業務の実態、併せて講じられる他の措置の実効性の程度等に照らし、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止という趣旨を踏まえて適切に判断されるべきものと考えられます。</p> <p>なお、ご質問のようなリスク管理等の目的だとしても、有価証券の売買を行っている以上は、直ちにプライベート部門、パブリック部門のいずれかに区分する必要性がなくなるわけではないとはいえ、上記のとおり適切に判断されるべきものと考えられます。</p>
86	<p>例えば、監査部門等については、内部管理部門に属する営業部門でない部門であって、有価証券の売買等も行っていないことから、プライベートとパブリックの区分は、金融機関の判断で任意に行うことは妨げられないとしても、少なくとも監督指針では求めているとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。なお、監査部門等においては、プライベート部門やパブリック部門に区分されない場合であっても、一般的に、その業務の特性に照らし、法人関係情報の漏えいや不正利用を実効的に防止する観点から必要となる措置が求められるものと考えられます。</p>
87	<p>「パブリック部門（営業部門のうち、プライベート部門以外の部門をいい、例えば、有価証券の売買その他の取引等の勧誘やその取引の媒介・取次ぎ・代理を行う部門や、自己取引又は委託取引の執行を行う部門などが考えられる。）」について、ここでいう「有価証券」とは、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止が趣旨であ</p>	<p>貴見のとおり、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止に係る留意事項であることを踏まえれば、実質的にはここでいう「有価証券」は特定有価証券等（金商法第163条第1項）を指すものと考えられます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>ると考えられることを踏まえれば、上場会社等が発行する特定有価証券等（金商法第163条第1項）を指すとの理解でよいか。</p>	
88	<p>主要行等監督指針改正案では、プライベート部門及びパブリック部門を「営業部門のうち」として定義されているが、「営業部門」は業態及び各社において日常的に使用している用語であり、かつそれぞれにおいて異なる性質を有していることが考えられ、そのことが上記両部門の考え方に誤解を与えるおそれはないか。</p> <p>今回の改正において重要なのは法人関係情報等の非公開情報を、業務として取得する蓋然性が高い部署（プライベート部門）の範囲を明確にすることであると理解する。また、それ以外のどの部門においても、偶発的かつ受動的に法人関係情報等の非公開情報を取得する可能性は否定できない。</p> <p>よって、「営業部門のうち」という言葉を使わずに、業務上法人関係情報等を取得する可能性が高い部署を「プライベート部門」と定義し、パブリック部門それ以外の部門は「プライベート部門以外の部門」としておけばよいのではないか。</p>	<p>主として収益をあげるための業務を行う部門である営業部門以外の部門においては、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引が発生するリスクが相対的に低いと考えられること等を踏まえ、「営業部門のうち」との定義としています。</p> <p>もっとも、具体的な部門等の単位をプライベート部門、パブリック部門のいずれに区分するかについては、両部門の定義、当該単位における業務の実態、併せて講じられる他の措置の実効性の程度等に照らし、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止という趣旨を踏まえて適切に判断されるべきものと考えられます。</p>
89	<p>金商業者等監督指針改正案では、プライベート部門及びパブリック部門を「営業部門のうち」として定義されているが、「営業部門」は業態及び各社において日常的に使用している用語であり、かつそれぞれにおいて異なる性質を有していることが考えられ、そのことが上記両部門の考え方に誤解を与えるおそれはないか。</p> <p>今回の改正において重要なのは法人関係情報等の非公開情報を、業務として取得する蓋然性が高い部署（プライベート部門）の範囲を明確にすることであると理解する。また、それ以外のどの部門においても、偶発的かつ受動的に法人関係情報等の非公開情報を取得する可能性は否定できない。</p> <p>よって、「営業部門のうち」という言葉を使わずに、業務上法人関係情報等を取得する可能性が高い部署を「プライベート部門」と定義し、パブリック部門それ以外の部門は「プライベート部門以外の部門」としておけばよいのではないか。</p>	<p>金商業者等監督指針においては、主として収益をあげるための業務を行う全ての部門を営業部門としています（同指針Ⅲ-2-1（1）③）。かかる営業部門以外の部門においては、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引が発生するリスクが相対的に低いと考えられること等を踏まえ、「営業部門のうち」との定義としています。</p> <p>もっとも、具体的な部門等の単位をプライベート部門、パブリック部門のいずれに区分するかについては、両部門の定義、当該単位における業務の実態、併せて講じられる他の措置の実効性の程度等に照らし、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止という趣旨を踏まえて適切に判断されるべきものと考えられます。</p>
90	<p>「プライベート部門」を、「営業部門のうち、恒常的に法人関係情報を取得することが想定される部門」と定義しているが、ここでいう「部門」とは、「営業部門」「管理部門」「内部管理部門」「内部監査部門」といった大きな分類におけるそれを指し、対顧客営業をする部門に限定した意味ではないとの理解でよいか。</p> <p>また、このような理解が正しい場合、「管理部門」「内部管理部門」「内部監査部門」等は、監督指針の</p>	<p>金商業者等監督指針においては、主として収益をあげるための業務を行う全ての部門を営業部門としていますので（同指針Ⅲ-2-1（1）③）、必ずしも対顧客営業をする部門に限定されるものではありません。</p> <p>具体的な部門等の単位をプライベート部門、パブリック部門のいずれに区分するかについては、両部門の定義、当該単位における業務の実態、併せて講じられる他の措置の実効性の程度等に照らし、法人</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>いう「プライベート部門」にも「パブリック部門」にも該当しないが、こうした部門についても、チャイニーズウォール運営が不要との趣旨ではなく、法人関係情報にアクセスする可能性や、業務に内包されるリスクを踏まえた検討が必要になるという理解でよいか。</p> <p>金商業者等監督指針Ⅲ－２－４が求めるチャイニーズウォール運営の範囲を明らかにしていただきたい。</p>	<p>関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止という趣旨を踏まえて適切に判断されるべきものと考えられます。</p>
91	<p>「チャイニーズウォール（情報管理のための組織上、物理上又はシステム上の障壁）」につき、当該部署の個別具体的な業務内容等を勘案して、各金融機関の判断により、リスクベースでウォールの強弱/高低に差を設けることも許容され得るとの理解でよいか。</p>	<p>法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止という趣旨に照らして実効性が認められる限りは、ウォールを構成する具体的な手続き等の内容については、各社の業務の内容・規模等に応じて適切に判断できるものと考えられます。</p>
92	<p>主要行等監督指針Ⅲ－３－３－３－２（３）において、チャイニーズウォールについて「情報管理のための組織上、物理上又はシステム上の障壁をいう。以下同じ。」との定義がなされているが、これらの障壁はいずれか一つの対応を行えばよいというのではなく、複数の対応を効果的に行うことにより、適切に情報が遮断されていることが重要と認識している。</p> <p>そのため、例えば以下のとおり修正してはどうか。</p> <p>「情報共有の必要性のない役職員への情報遮断のための組織上、物理上及びシステム上の障壁をいう。以下同じ。」</p>	<p>法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止という趣旨に照らして実効性が認められる限りは、ウォールを構成する具体的な方法等の内容については、各社の業務の内容・規模等に応じて適切に判断できるものと考えられることから、ご意見にあるような修正は不要であると考えられます。</p>
93	<p>金商業者等監督指針Ⅲ－２－４（３）①において、チャイニーズウォールについて「情報管理のための組織上、物理上又はシステム上の障壁をいう。以下同じ。」との定義がなされているが、これらの障壁はいずれか一つの対応を行えばよいというのではなく、複数の対応を効果的に行うことにより、適切に情報が遮断されていることが重要と認識している。</p> <p>そのため、例えば以下のとおり修正してはどうか。</p> <p>「情報共有の必要性のない役職員への情報遮断のための組織上、物理上及びシステム上の障壁をいう。以下同じ。」</p>	<p>ウォールを構成する具体的な方法等の内容については、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止という趣旨に照らして実効性が認められるものである必要があり、貴見のとおり複数の対応を効果的に行うことが求められる場合が多いものと考えられますが、具体的な方法等の内容は各社の業務の内容・規模等に応じて適切に判断すべきものと考えられることから、ご意見にあるような修正は不要であると考えられます。</p>
94	<p>「また、経営管理上の必要性から役員等に法人関係情報へのアクセスを認めている場合、当該役員等による法人関係情報の漏えいや不正利用を実効的に防止する観点から必要となる措置が講じられているか。」が新設されているが、「経営管理上の必要性から役員等に法人関係情報へのアクセスを認め</p>	<p>ご質問の場合としては、役員等の立場を踏まえた特別の権限として法人関係情報へのアクセスを認めている場合を想定しており、例えば、顧客に重大な影響を及ぼす可能性があるなど、経営上重要な事案について、対応方針の意思決定に経営陣が適切に関与するためにアクセスを認めている場合がこれに含まれるものと考えられますが、個別事例ごとに</p>



No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	ている場合」とは、具体的にどのような場合を想定されているか。	実態に即して適切に判断されるべきものと考えられます。
95	中小・地域金融機関監督指針Ⅱ-3-2-3-2(3)①について、「また、経営管理上の必要性から役員等に法人関係情報へのアクセスを認めている場合、当該役員等による法人関係情報の漏えいや不正利用を実効的に防止する観点から必要となる措置が講じられているか。」とあるが、必要となる措置の具体例について案はあるか。	ご質問の措置については、法人関係情報の漏えいや不正利用に対するコンプライアンス部門のけん制機能を維持するための措置等が考えられますが、具体的な措置については各金融機関における業務内容や法人関係情報の漏えいや不正利用のリスクの観点から個別に検討されるべきものであると考えられます。
96	「法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不正な取引の防止に係る留意事項」において、役職員のみならず、その関係者も対象として、「有価証券の売買その他の取引等に関する社内規則の整備し」と記載しているが、関係者とはどのような関係性を有する者か、趣旨・考え方を明確にしてほしい。 例えば、同居の親族が行う取引であったとしても、必ずしも社内規則の対象である役職員が取引自体を認知しているとは限らないことから、役職員が自己の計算において行う関係者名義の取引と社内規則で定めることは本記載の趣旨と外れているか。	ご指摘の「関係者による…取引等」の意義については、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不正な取引の防止という法の趣旨を踏まえて適切に画定すべきものと考えられます。
97	法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不正な取引の防止する方法として、チャイニーズウォールの導入が定められているが、法令上求められているのは、法人関係情報を利用した不正な取引であって、チャイニーズウォールの導入ではないと理解（金商業等府令第117条第1項第16号）。そうすると金商業等監督指針に定められているチャイニーズウォールの導入は、あくまで当該法令上の目的を達成するための具体的な手段の一つ、例示であって、目的ではないから、チャイニーズウォール以外の方法も法令上の目的を達成できる限りは認められるとの理解でよいか。もし認められないとするならば、金商業等監督指針は法令を超えた法運用であると考ええる。	ご指摘の金商業等監督指針の記載は、チャイニーズウォールを設ける等、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不正な取引を防止するための適切な措置を講じることを求めるものです。
98	法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不正な取引の防止する方法として、チャイニーズウォールの導入が定められているが、これは、法人関係情報に有価証券の勧誘や売買等を行う部署に伝わらなければ、会社として、ある会社の法人関係情報を入手しているにもかかわらず、当該会社に係る有価証券の勧誘や売買等を停止せずに行い続けてもよいという理解になるのか。一つの法人としては、法人関係情報を入手しているのだから、有価証券の勧誘や売買等を行う部署に伝達されたか否かにかかわらず、勧誘や売買等を停止すべきではないか。	金商業等府令第117条第1項第16号で禁止している行為は法人関係情報に基づいた有価証券の売買等であり、金商業等の一つの部署が法人関係情報を有していることのみをもって、他の部署が当該法人関係情報を有さずに有価証券の売買等を行うことが禁じられるものではありません。なお、今般の改正において、チャイニーズウォールを設ける等、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不正な取引を防止するための適切な措置を講じることを求めるものです。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
99	<p>某大手証券会社による増資インサイダー事件では、チャイニーズウォールがあるにもかかわらず、有価証券の勧誘や売買を行う部署が、法人関係情報を有する部署から黙示ないし示唆的な情報を得て、有価証券の勧誘や売買が行われた。チャイニーズウォールは、法人関係情報を利用した不正な取引を防止するための手段として脆弱であり、会社として法人関係情報を入手した場合、関連する銘柄の有価証券の勧誘や売買等を一律停止すべきではないか。</p>	
100	<p>「業務の適切性の確保の観点から、銀行グループの一体的な管理を促していく必要がある。」について確認したい。</p> <p>銀行と証券会社では、ビジネスモデルが異なるが故、そこに内包されるリスクも異なる。よって、ここでいう「一体的な管理」とは、「チャイニーズウォール」運営において、全て同一の基準で管理して横串を通すべき、という趣旨ではなく、各社の各業務担当部門において、入手する法人関係情報の入手頻度や不正取引に利用されるリスクを踏まえた上での、合理的かつ適切な管理が求められているという理解でよいか。</p> <p>例えば、「法人関係情報の管理基準」について、証券会社は、「セカンダリー業務（特定有価証券等の売買や勧誘業務等、以下同じ）」が本業の一つであるため、不正取引未然防止のために、相当早い段階から「法人関係情報」管理を行っている。</p> <p>一方で、銀行（営業部門）では、（限定的に実施している証券仲介業務や政策投資を除き）「セカンダリー業務」には携わらないため、「法人関係情報」として管理するタイミングは、証券会社ほど早くないケースがあると理解している。「法人関係情報」管理における「軽微基準」「重要性基準」の適用の考え方も、必ずしも一致していない。</p> <p>また Need to Know 原則も、銀行と証券会社では、情報共有の必要性や範囲が異なるため、統一的な基準を設けることは困難であり、各社における顧客対応や、内部管理体制に問題が発生しない範囲において、個別具体的な考慮が必要と考える。主要行等監督指針Ⅲ-3-3-3-2（1）①、金商業者等監督指針Ⅲ-2-4（1）①で「業務の内容・規模に応じて」としているのは、上記の趣旨という理解でよいか。</p>	<p>基本的に貴見のとおり、業務の内容・規模等に応じて、そのための組織体制や社内規定の整備等の適切な内部管理態勢の整備を求めています。</p>
101	<p>「チャイニーズウォール（情報管理のための組織上、物理上又はシステム上の障壁をいう。以下同じ。）」について、「法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不正な取引を防止するための適切な措置」としては、どれも備えている必要があるように思われ、「組織上、物理上及びシステム上の障壁」とするべきではないか（場合により、どれかが</p>	<p>前段について、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不正な取引の防止という趣旨に照らして実効性が認められる限りは、ウォールを構成する具体的な方法等の内容については、各社の業務の内容・規模等に応じて適切に判断できるものと考えられることから、ご意見にあるような修正は不要であると考えられます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>欠けていても許容されることがあり得るという整理か)。</p> <p>また、「当該役員等による法人関係情報の漏えいや不正利用を実効的に防止する観点から必要となる措置」としては、例えば、①法人関係情報の取得と関係なく、役員に個別株式取引を原則禁止・事前承認制と定めて役員に周知する場合や、②当該法人関係情報について、投資判断に影響を及ぼす部分を特定し、その公表までは当該個別株式の取引を禁ずる、という方法はあるか。可能であれば、指針にも例示を追記していただきたい。</p>	<p>後段について、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止という趣旨に照らして実効性が認められるものである必要があります。かかる実効性が認められるものであるかは、各金融機関における個別具体的な事情に応じて判断する必要があるため、例示をすることは困難です。</p>
102	<p>今般追記された「その関係者」の範囲及び適切な内部管理態勢のあり方については、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止という趣旨を踏まえ、各部門等の業務の性質に応じ、各金融機関が適切に判断するとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
103	<p>中小・地域金融機関監督指針Ⅱ-3-2-3-2(3)②について、「役職員及びその関係者による、有価証券の売買その他の取引等に係る社内規則を整備し、当該社内規則に従い事前承認等の手続きを要することとした取引については、コンプライアンス部門による適切な関与を行わせる等し、また、必要に応じて見直しを行う等」について、旧金融検査マニュアルのリーガル・チェックに関する記述を想起させるが、インサイダー規制に係る最低限度の監督項目として追加したという趣旨であって、金融検査マニュアル的なものを復活させようという意図ではないものと理解しているが、当該理解でよいか。</p>	
104	<p>中小・地域金融機関監督指針Ⅱ-3-2-3-2(3)②「役職員及びその関係者による、有価証券の売買その他の取引等に係る社内規則を整備し、」の「その関係者」の範囲については、各金融機関の合理的な判断に委ねられるという理解でよいか(同指針(3)④も同様)。</p> <p>また、「関係者」の範囲は広くなり得るものであり、それゆえ「当該社内規則に従い事前承認等の手続きを要することとした取引については、」と記載され、(役職員含め)必ず事前承認・届出の手続きを規則で設けなければならない、とされたものではないという理解でよいか。</p>	
105	<p>「銀行の役職員が当該法人関係情報に関連する有価証券の売買その他の取引等を行った際には報告を義務付ける等」を「銀行の役職員及びその関係者による有価証券の売買その他の取引等の実態把握を行い、必要に応じてその方法の見直しを行う等」に修正され、標準的な監督上の着眼点としては、</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。なお、中小・地域金融機関監督指針Ⅱ-3-2-3-2(3)①において、不公正な取引の防止するための適切な措置を講じることを求めています。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	必ずしも「報告の義務付け」までは求めず、実態把握として相当な方法をとればよい（必要に応じて見直し）という理解でよいか。	
106	<p>「例えば国内だけでなく、グローバルのグループベースで組織的・一元的な方針、手続き、システム等による管理を行うなど、各国法規制を遵守しつつ、グローバルに提供される業務の内容・規模等にふさわしい水準の適切な管理態勢が確立されているか。」については、外国法規制を遵守しつつ、我が国の法規制も遵守するという場合に、重複感・過剰感が出てくるところもあるので、我が国と同等の情報管理規制等を敷いている国について、当該他国の法規制を遵守することでまずは対応するという視線が、排除されるわけではないという理解でよいか（結果として「グローバルに提供される業務の内容・規模等にふさわしい水準の適切な管理態勢」といえばよい、という理解はあり得るか）。</p>	我が国の法規制の適用がある場合には、外国法規制のみならず、我が国の法規制も遵守する必要があります。そのうえで、グローバルに提供される業務の内容・規模等にふさわしい水準の適切な管理態勢を構築する必要があります。
107	法人関係情報の定義が「金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第14号に掲げる法人関係情報をいう。」となっているが、これは登録金融機関業務を通じて取得したもののみを対象とする趣旨ではないとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
108	<p>金商業等府令第123条第1項第5号は、金商業者又は登録金融機関が、「その取り扱う法人関係情報に関する管理（又は顧客の有価証券の売買その他の取引等に関する管理）について法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況」を法令違反とする条文と理解している。法人関係情報に関する管理が不十分な場合には、有価証券の売買の可能性如何にかかわらず、法令等違反として認定されるべきという考え方に基づくものと思料する。</p> <p>この点に関し、投資銀行業務と大企業向け商業銀行業務を行う銀行の役職員であっても、登録金融機関業務を行わない銀行の役職員である場合があり得るため、次の措置を講じるべきではないか（ホームページルールが撤廃されることを踏まえると、同府令への規定が困難な場合であっても金商業者とのイコールフットイングの観点から、銀行法関連府令に明確に定めるべきではないか。）。</p> <p>（1）登録金融機関業務を行わない銀行であっても、法人関係情報の管理について法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況は、法令違反とする条文を追加すること。</p> <p>（2）また、親法人等、子法人等又は親法人等の子法人等である銀行から、金商業者等に対して法人関係情報が流入するなど、グループ全体で法人関係情報</p>	貴重なご意見として承ります。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>報に関する管理について法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況は、法令違反とする条文を追加すること。</p>	
<p><b>▼利益相反管理（金商業者等監督指針Ⅳ－１－３、主要行等監督指針Ⅴ－５、中小・地域金融機関監督指針Ⅲ－４－１２等）</b></p>		
109	<p>様々な事例が列挙されているが、これらは「顧客の利益を不当に害すおそれのある取引」か否かを判断するための類型としての例示であって、これらが直ちに当該取引に該当するものではないとの理解でよいか。</p>	<p>証券会社等は、個々の取引を行うに際して、当該取引が顧客の利益が不当に害されるおそれがある「対象取引」（金商業等府令第70条の4第3項）に該当するか否か適切な方法により特定する必要があるところ、当該特定の方法として、あらかじめ利益相反のおそれのある取引を類型化しておき、当該類型に該当する個々の取引について「対象取引」該当性を検証することが考えられます。金商業者等監督指針Ⅳ－１－３（２）（注）で例示したものは、当該類型として考えられるものです。</p>
110	<p>金商業者等監督指針Ⅳ－１－３（１）には、「利益相反管理の水準・深度は、必ずしも同一である必要はないと考えられる。また、証券会社等がグループ会社との間で非公開情報を共有しない措置を講じている場合は、当該グループ会社との間の利益相反管理について、必要十分な措置を講じていると認められる場合があると考えられる。」との記載があることから、「利益相反のおそれのある取引」の具体例につき、金商業等府令第70条の4第1項第1号に基づき「対象取引」として特定、管理する方法として、あらかじめ情報遮断措置等、その他の体制整備によって利益相反の発生を未然に防止すること等により、適切に管理することができる取引については、そのような取扱いも許容され得るとの理解でよいか。</p>	<p>基本的に貴見のとおりと考えられますが、利益相反管理の方法としては、グループ会社との間で非公開情報を共有しない措置のほか、取引条件の変更や取引の中止といった措置等も考えられるところであり、何が適切な利益相反管理の方法となるかは個々の取引ごとに異なり得るものです。したがって、ご質問のような取扱いが許容されるためには、個々の取引について、あらかじめ講じられている情報遮断による利益相反管理の方法では必要十分とはいえないものがある場合、そうした取引を適切に特定し、必要十分な利益相反管理の方法を講じることができる態勢も併せて整備されている必要があるものと考えられます。また、そうした利益相反管理の方法が利益相反取引の防止のために有効性のあるものとなっているか、利益相反管理統括者等により適切に検証されるべきことにも留意が必要です。</p>
111	<p>証券会社等がM&amp;Aにおいて買手候補に対してアドバイザー業務を行いつつ、自己又はその親子金融機関等が…売手側（対象会社およびその親会社・スポンサーを含む。以下同じ。）に対して既に融資残高がある場合に、当該類型が想定している「利益相反のおそれ」の内容を具体的に確認したい。</p> <p>証券会社等がM&amp;Aにおける買手候補に対して善管注意義務を負い、できるだけ安く買うことができるようにアドバイザー業務を行わなければならない一方で、親子金融機関等が信用状態の悪化した対象会社やその親会社に対する融資の回収金額・引当資産が増加することが利益となる構造にあることや、買手候補のアドバイザーである証券会社等が、売手側当事者に対する親子金融機関等の債権放</p>	<p>個々の取引の利益相反のおそれのある取引への該当の有無については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、ご質問のような場合では、いずれもここで例示された類型が想定する利益相反のおそれが生じているものと考えられます。</p> <p>対象取引の特定を含め具体的な利益相反管理の方法については、対象取引の内容、各社の業務の内容・特性・規模等実態に即して適切に判断されるべきものと考えられます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>棄等を伴うような条件での交渉を行いにくくなる場合などを指しているとの理解でよいか。</p> <p>また、その場合、当該類型に該当する取引の中から、対象取引を特定する方法として、例えば、コンプライアンス部門が関与し、売手側当事者の信用状況等を踏まえつつ絞り込みを行ったうえで対象取引（金商業等府令第70条の4第3項）を特定するという運営も認められるとの理解でよいか。</p>	
112	<p>証券会社等がM&amp;Aにおいて買手候補に対してアドバイザー業務を行いつつ、自己又はその親子金融機関等が売手側（対象会社およびその親会社・スポンサーを含む。以下同じ。）に対して既に融資残高がある場合、「売手側」や「スポンサー」に該当するか否かについては、具体的な状況や案件の性質等を踏まえ各社で適切に判断するものとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
113	<p>事業会社が有価証券（普通社債、劣後債、新株予約権、新株予約権付社債を含む。）の発行により資本市場での資金調達を行う際、証券会社等がその主幹事を務めつつ、自己又はその親子金融機関等が当該事業会社に対して融資を行っている場合、当該類型に該当する取引の中から、対象取引を特定する方法として、例えば、コンプライアンス部門が関与し、資金使途や発行体の信用状況等を踏まえつつ絞り込みを行ったうえで対象取引（金商業等府令第70条の4第3項）を特定するという運営も認められるとの理解でよいか。</p>	<p>対象取引の特定を含め具体的な利益相反管理の方法については、対象取引の内容、各社の業務の内容・特性・規模等実態に即して適切に判断されるべきものと考えられます。</p>
114	<p>事業会社が有価証券（普通社債、劣後債、新株予約権、新株予約権付社債を含む。）の発行により資本市場での資金調達を行う際、証券会社等がその主幹事を務めつつ、自己又はその親子金融機関等が当該事業会社に対して融資を行っている場合、「新株予約権」・「新株予約権付社債」を含めた趣旨を確認したい。</p>	<p>「新株予約権」については、例えば行使価格修正条項付転換社債型新株予約権（いわゆるMSワラント）が、「新株予約権付社債」については、例えば転換価格修正条項付転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）がそれぞれ含まれますが、新株予約権や新株予約権付社債に限らず、この類型の例示は、発行体としての事業会社の利益、投資家の利益、証券会社等の利益、及び親子金融機関等の利益の間で相反関係が生じる可能性があることに着目したものであって、特定の有価証券の場合のみを想定したものではありません。また、個々の取引の利益相反のおそれのある取引への該当の有無については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
115	<p>事業会社が有価証券（普通社債、劣後債、新株予約権、新株予約権付社債を含む。）の発行により資本市場での資金調達を行う際、証券会社等がその主幹事を務めつつ、自己又はその親子金融機関等が当該事業会社に対して融資を行っている場合、「普通社債」と区別して「劣後債」を含めた趣旨を確認したい。親子金融機関等において発行体に対してシニア</p>	<p>基本的に貴見のとおりと考えられますが、個々の取引の利益相反のおそれのある取引への該当の有無については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>ローンを有している場合、投資家に対して劣後債を取得させることにより、相対的に親子金融機関等のシニアローンの下支えとなる効果があり、この場合は資金使途が親子金融機関等の融資の返済に充当されるか否かを問わず、利益相反のおそれがあるということが想定されているとの理解でよいか。</p>	
116	<p>証券会社等又はその親子金融機関等が発行又は組成する有価証券を、当該証券会社等が顧客に推奨・販売する場合、「発行」に加えて「組成」とあるが、ここでいう有価証券の「発行」・「組成」とは、グループの銀行持株会社の株式・劣後債発行など、証券会社等又はその親子金融機関等が自身の資金調達を行う目的で有価証券を「発行」・「組成」する場合を想定しているとの理解でよいか。</p>	
117	<p>証券会社等が引受けや顧客の有価証券発行に関する助言等を行いながら、自己又はその親子金融機関等が他の顧客に当該有価証券の取引の推奨を行う場合、本類型が想定している「利益相反のおそれ」の内容を確認したい。文言上、有価証券の引受時の募集条件に影響を及ぼすために、実勢を反映しない作為的な相場形成を目的とした投資助言を行うことなど法令上の禁止行為以外にも、証券会社等が引受け・募集の取扱いを行う場合などの日常的な業務の一般が必然的に本類型に該当するようにも読める。証券会社等が引受け・募集の取扱いを行う場合や親子金融機関等がこれに関連して金融商品仲介業務を行う場合などの日常的な業務の一般がここでいう「利益相反のおそれのある取引」に該当する場合には、証券会社等の関与状況を投資家である顧客に開示することなどが考えられるが、このような理解でよいか。</p>	<p>個々の取引の利益相反のおそれのある取引への該当の有無については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、ご質問のように法令上の禁止行為に当たるような取引に限定されているものではありません。</p> <p>具体的な利益相反管理の方法については、対象取引の内容、各社の業務の内容・特性・規模等実態に即して適切に判断されるべきものと考えられます。</p>
118	<p>証券会社等又はその親子金融機関等が顧客に対して資本市場での資金調達に係る引受けや助言等、M&amp;Aに係るアドバイザー業務の提供、又は融資を行いながら、当該証券会社等が当該顧客に関するリサーチレポートを他の顧客に対して提供する場合、本類型に係る管理方法としては、チャイニーズウォールの設置や、日証協規則「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」等で利益相反開示が必要とされている項目を開示することが想定されているとの理解でよいか。</p>	<p>基本的に貴見のとおりと考えられますが、具体的な利益相反管理の方法については、対象取引の内容、各社の業務の内容・特性・規模等実態に即して適切に判断されるべきものと考えられます。</p>
119	<p>中小・地域金融機関監督指針Ⅲ－４－１２－２（２）①ニについて、当該管理方法を追加した背景についてご教授いただきたい。</p>	<p>情報を共有する者を監視する方法も利益相反管理の方法として有用であると考えられることから、例示として追加しました。</p>
120	<p>「情報を共有する者の監視」「情報を共有する者を監視する方法による管理を行う場合には、独立した部署等において、当該者の行う取引を適切に監視</p>	<p>前段について、必ずしもメール等のコミュニケーションを全て監視する必要はない点及び取引を事前に申告させる必要はない点は貴見のとおりです</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>しているか。」については、当該者が行う「取引」を監視するものであり、当該者のメール等のコミュニケーション全てを監視する必要はなく、また、必ず事前に取引を申告させる必要はなく、例えば、一定期間経過後に、取引のリストを提示させることも可能か。</p> <p>また、「監視」の期間については、利益相反が実質的に生じているかどうかという観点から、各行が合理的に判断できるという理解でよいか。</p>	<p>が、「監視」の具体的方法は利益相反取引を適切に管理できるものであることが必要です。</p> <p>後段について、貴見のとおりと考えられます。</p>
121	<p>「自行及び子金融機関等が新規の取引を行う際には、案件実施前に、当該取引との間で利益相反が生じることとなる取引の有無について、利益相反管理統括部署の関与のもと、必要な確認が図られる態勢となっているか」について、「当該取引との間で利益相反が生じることとなる取引の有無」の確認の範囲は、「自行及び子金融機関等」が行う業務の範囲という理解でよいか。</p>	<p>利益相反の弊害は、銀行内の部門間や子金融機関等との間のみならず、同一金融グループ内の親会社・子会社・兄弟会社・関連会社のいずれの間でも起こり得るため、金融グループ内において行う全ての業務に関して確認を行うことが望ましいものの、金融グループ内会社等の営む業務内容や規模、特性等を勘案して、各金融機関が判断すべきものと考えます。</p>
122	<p>「利益相反管理の方法の選択及び実施が適切に行われていることについて、事後的な検証が可能になるよう、適切に記録を作成・保存しているか。」については、「所定の利益相反管理マニュアルに記載のある利益相反管理方法のうちから選択した」ことを記載すれば足り、どの選択肢を選ぶかについて、詳細な検討経過の記録まで残すことは求められていないという理解でよいか。</p>	<p>個別の事案によりますが、事後的な検証を行うためには、選択した利益相反管理の方法及び当該方法を選択した理由が記録されている必要があると思われるところ、「所定の利益相反管理マニュアルに記載のある利益相反管理方法のうちから選択した」との記載だけでは、これらを読み取ることができないため、不十分であると考えられます。</p>
123	<p>「営業部門が利益相反管理業務に関与する場合であっても、利益相反のおそれのある取引への該当性の判断や利益相反管理の方法の決定に当たって利益相反管理統括部署が主体的に意思決定を行うことができる体制となっているか。」については、利益相反管理統括部署が営業部門から、自己が主体的に意思決定を行うために必要な情報を徴求でき、また、場合により、営業部門を排除して意思決定ができる旨を、社内規則上定めれば足りるか。</p> <p>また、そこまでの権限をコンプラ部門に認めなくても、主体的な意思決定を行うことができる措置を講じていれば足りるか。</p>	<p>ご指摘のような社内規則の定めは、「利益相反管理統括部署が主体的に意思決定を行うことができる体制」の構築を推認させるものと考えられますが、必ずしもこのような社内規則の定めがあることのみをもって、直ちに「利益相反管理統括部署が主体的に意思決定を行うことができる体制」が確保されていると判断されるわけではありません。一方で、具体的に講じられている措置の内容を吟味する必要がありますが、当該措置により利益相反管理統括部署の主体的な関与が確保されているのであれば、必ずしもご指摘のような権限を有しなくても「利益相反管理統括部署が主体的に意思決定を行うことができる体制」が確保されていると評価できる場合もあるものと考えます。</p>
124	<p>金商業者等監督指針においては、「利益相反管理方針の概要は、店舗での掲示・閲覧やホームページへの掲載等の方法により、適切に公表されているか。」と、明確に公表を求めているのに対して、主要行等監督指針においては「利益相反管理方針の概要を公表するに際しては」と、明確に公表を求める書きぶりとはなっていないため、金商業者等監督指針と表現をそろえるべきではないか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>



No.	コメントの概要	金融庁の考え方
125	<p>「金融グループ内において行う全ての業務に関して生じ得る利益相反に留意した経営管理を行うことが望ましい。」「銀行等のグループ会社の中には、当該銀行等の顧客とは無関係の業務を行っているものがあり得ることも踏まえれば、銀行等が行う利益相反管理の水準・深度は、必ずしも同一である必要はないと考えられる。このように、銀行等がグループ内で利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合には、対外的に十分な説明が求められることに留意する必要がある」とあるように、金融グループ内の会社の、業務の位置づけから、金融グループ内の顧客との利益相反が生じることはないであろうと合理的に見込める場合には、当該会社について、個別の業務、顧客の「たな卸し」をしなくても、直ちに問題となるものではない、という理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
126	<p>中小・地域金融機関監督指針Ⅲ－４－１２の改正案全体について、同指針Ⅲ－４－１２－２（１）①（注）のとおり、銀証連携に関して規制が強化される旨が記載されているところ、銀証連携に関係しない金融機関の利益相反管理については改正案が及ばないように理解しているが、当該理解でよいか。</p> <p>仮に、銀証連携に関係しない金融機関に及ぶとする場合には、金融検査マニュアルを廃止し、各金融機関におけるコンプライアンス・リスク管理の枠組みに任せようとするだけでは足りず、監督指針でなおコントロールしなければならないとする背景や立法事実に関してご教授いただきたい。</p>	<p>ご指摘の改正案で示された着眼点は利益相反管理に係る一般論であり、銀証連携の場面に限らず、金融機関の利益相反管理の高度化を図るうえで有用なものです。かかる観点から、グループ内に証券会社を有しない銀行のように銀証連携に関係しない金融機関であってもご指摘の改正案の適用が及びます。</p> <p>もっとも、利益相反管理体制を整備するに当たっては、金融グループ内会社等の営む業務内容や規模、特性等を勘案する必要があるため、銀証連携に関係しない場合にはその点も加味した体制整備となります。</p>
<p><b>▼優越的地位の濫用防止（金商業者等監督指針Ⅳ－３－１－４（６）、主要行等監督指針Ⅴ－３－３－６（３）、中小・地域金融機関監督指針Ⅲ－４－７－５（３）等）</b></p>		
127	<p>「役職員の業績評価等について、優越的地位を不当に利用する行為を誘発するインセンティブを与えるようなものになっていないか」（金商業者等監督指針）、「役職員の業績評価等について、優越的な地位の濫用を誘発するインセンティブを与えるようなものになっていないか」（主要行等監督指針、中小・地域金融機関監督指針）という部分については、グループ連携に関するインセンティブを与えることだけをもって一律・機械的に「優越的地位を不当に利用する行為を誘発するインセンティブを与えるようなもの」あるいは「優越的な地位の濫用を誘発するインセンティブを与えるようなもの」となっていると判断するという趣旨ではなく、優越的な地位の濫用を不当に誘発するものでないか、その妥当性を金融機関においても適切に確認する必要があるとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。グループ連携に関するインセンティブがあること自体を直ちに問題視するわけではありませんが、当該インセンティブが優越的な地位の濫用を誘発させないよう検証する必要があります。</p>
128	<p>「横行する」という表現は「しきりに行われる」といった意味であると理解しているが、本来、優越</p>	<p>ご指摘の記載は「優越的な地位の濫用を誘発しやすい収益上の構造」の典型例として、特に留意すべ</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>的地位の濫用は1件でも起こってはならないものである。改正案の表現では、横行しなければ問題ないとも捉えられかねないものであり、修正すべきと考えられるがいかがか。例えば、「行われる」といった表現に修正すべきではないか。</p> <p>また、「採算管理が著しく合理性を欠く」とあるが、これは多少の合理性の欠如であれば問題ないとも捉えられかねない表現であり、修正すべきと考えられるがいかがか。例えば、「採算管理に客観的合理性がない」といった表現に修正するか、「著しく」を削除すべきではないか。</p>	<p>きものに過ぎず、これらに当たらなければ、個々の事案においても優越的地位の濫用の問題がないとする趣旨ではありません。</p>
129	<p>主要行等監督指針Ⅴ-3-3-6(3)②及び中小・地域金融機関監督指針Ⅲ-4-7-6(3)②について、優越的地位の濫用に係るモニタリングにおいては、一律・形式的な運用が行われることのないよう、以下のとおり修正してはどうか。</p> <p>「取引先の規模・信用状況や銀行に対する取引依存度等に基づき、取引先及び取引形態ごとに優越的地位の濫用が発生するリスクを評価しているか。その際、形式的に特定の取引先や金融商品取引を対象外とすることなく、金融機関と企業間における日本特有の慣行を踏まえ、包括的に監視する体制が整備されているか。また、このリスクに応じて、」</p>	<p>貴重なご意見として承ります。優越的地位の濫用が発生するリスクの評価に当たっては、銀行や銀行のグループ内会社等の業務内容や市場における地位も踏まえ、取引先の規模・信用状況や銀行に対する取引依存度等を考慮する必要があります。こうした点を踏まえ、モニタリングにおいても一律・形式的な運用が行われることのないよう留意してまいります。</p>
130	<p>金業者等監督指針Ⅳ-3-1-4(6)⑤について、優越的地位の濫用に係るモニタリングにおいては、一律・形式的な運用が行われることのないよう、以下のとおり修正してはどうか。</p> <p>「取引先及び取引形態ごとに優越的な地位の不当な利用が行われるリスクを評価しているか。その際、形式的に特定の取引先や金融商品取引を対象外とすることなく、金融機関と企業間における日本特有の慣行を踏まえ、包括的に監視する体制が整備されているか。また、そのリスクに応じ、例えば以下のような防止措置を講じているか。」</p>	<p>貴重なご意見として承ります。優越的地位の濫用が発生するリスクの評価に当たっては、証券会社等やその親子銀行等の業務内容や市場における地位も踏まえ、取引先の規模・信用状況や当該親子銀行等に対する取引依存度等を考慮する必要があります。こうした点を踏まえ、モニタリングにおいても一律・形式的な運用が行われることのないよう留意してまいります。</p>
131	<p>「証券会社等や金融グループ内の他の金融機関の業務内容や顧客との取引実態に応じて」との記載を踏まえ、優越的地位を有するかどうかについては各社の業務実態等に応じて実質的に判断することによいと考えるが、その理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
132	<p>「取引先及び取引形態ごとに優越的な地位の不当な利用が行われるリスクを評価し」との記載があるが、例えば、融資関係におけるいわゆる「正常先」を一律に「優越的な地位の不当な利用が行われるリスクが低い」と位置付けることは考えられるか。</p>	<p>優越的地位の濫用が発生するリスクの評価に当たっては、銀行や銀行のグループ内会社等の業務内容や市場における地位も踏まえ、取引先の規模・信用状況や銀行に対する取引依存度等を考慮する必要があります。取引先の信用状況の考慮に当たり、「正常先」であることは重要な判断要素といえますが、そのことのみをもって直ちにリスクが低いと判断すべきではなく、他の要素も考慮する必要があります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
133	<p>「なお、証券会社等による親子銀行等の取引上の優越的地位の不当利用については、優越的地位の乱用防止（以下略）」は、「濫用防止」ではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正します。</p>
●その他		
134	<p>市場制度WG第二次報告において「その際、国内外の金融機関の実務や顧客である事業法人からの指摘等を踏まえると、併せて、①顧客情報管理、②利益相反管理、③優越的地位の濫用防止の実効的な確保を図る措置をしっかりと講じる必要がある。」（23 ページ）との記載があるとおり、情報授受規制の緩和は、弊害防止の実効性の確保に向けた方策の導入と同時に行うことが必要である。</p> <p>そのため、改正後の金商業等府令の施行は、監督指針の改正による体制・態勢整備とセットで行うこととし、緩和だけが先んじて行われることのないようにしていただきたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
135	<p>本改正によって新たに監督指針に追加される項目も多いことから、改正後の金商業等府令の施行に当たっては、当局において、改正後の監督指針の内容を踏まえた体制・態勢整備ができているかどうかを事前にヒアリング等を通じて確認し、不足する点については指導、是正する等していただきたい。</p>	
136	<p>不適切に「色」が付くので、「チャイニーズファイアウォール」の語の使用は行わないようにされたい。</p> <p>行政においては他の語で代替する事が適切と考える。</p> <p>また、依然として項目番号の記述方法として「イロハ」が使われているようであるが、これについても色が付いているものである（「色は匂へと」という様な雅的な、あるいは深読みが存在し得るようなものである。）（また五十音順でも無く、他国の者が事務で見ると不都合を生じさせるものでもある。）、公用文においては使わないようにし、「アイウ」に訂正されたい。</p>	
137	<p>本件意見募集の対象となっている情報授受規制は、平成4年の導入以来、その運用の根幹に関わる重要な解釈が多数パブコメ結果を通じて示されることになっており、新たな業務や銀証に跨る組織再編、戦略を検討する際には、情報授受規制に抵触するおそれがないか、過去30年分の散在するパブコメ結果を確認する必要性が生じており、事業者にとって、大きな負担が生じている。また、過去のパブコメ結果が、その後の改正やパブコメによって修正されている場合があったり、現在も有効な解釈なのか不明な点も多数存在する。については、過去からのパブコメ結果の一覧を金融庁のウェブサイト上に集</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>約したり、現在有効なパブコメ結果を QA として網羅的に公表したりするなどして、法制度の利用者にとってわかりやすい環境を整備していただきたい。現在も部分的に QA が公表されているが、網羅性がなく、それだけを確認すればよいというより、結局、過去のパブコメ結果と並んで見るべき文書が増えただけになっている。</p>	
138	<p>本パブリックコメントの案内は、金融庁ウェブサイト上で「金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について」という表題で標記されていたが、同表題中の「等」に別紙3から6までの監督指針の改定が含まれていると、通常の金融機関の本部職員では読み取ることができない。読み手に対してまったく不適切な表現であり、別紙3から6までの監督指針の改定について認識できていないおそれがある。</p> <p>また、意見募集要項1.改正の背景において、「令和3年6月に公表された金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第二次報告において、上場会社等の非公開情報等に関する銀証ファイアーウォール規制の見直し等について提言されています。本件は、上記提言を踏まえ、上場会社等の対象法人の非公開情報等について、金商業者と親子法人等の関係にある銀行間等における情報授受に関し、当該法人の同意を不要とする一方で、停止の求めがあった場合には応じる措置を設けること等を内容とする見直しを行うとともに、所要の改正を行うものです。」と説明がされており、銀証連携と関係のない金融機関には、本件改正が関係ないように読まれるおそれがある。</p> <p>そのため、本パブリックコメントを改正の対象が何であるかを明確に伝わるような表現でやり直した方がよいと思う。この点について貴庁の見解を伺いたい。</p>	
139	<p>本改正には明確に反対である。</p> <p>本改正が行われると、中堅中小企業を含め証券取引所に上場している企業は、銀行等取引先金融機関より、不要な証券取引を持ちかけられる、あるいは既に取引先金融機関の系列証券会社以外と取引がある場合（持株会の運営をはじめ、主幹事を別の証券会社としている場合等）に自社系列に移すよう圧力を受けることにつながりかねない。</p> <p>優越的地位の濫用に係る相談窓口をつくるというが、昨今の金融庁は、先般、新型コロナウイルス感染症対策を徹底していない飲食店への融資に圧力をかけろという政府高官の意見を、長官が「優越的地位の濫用には当たらない」とする見解を述べる等しており、そのような方がトップを務めている組</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>織に相談を行ったところで、的確な対応がなされず、事業者が泣き寝入りすることは、明らかである。</p> <p>このような理由から、本改正には反対とさせていただきます。</p>	
140	<p>本パブリックコメントの意見募集要項1. 改正の背景において、「令和3年6月に公表された金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第二次報告において、上場会社等の非公開情報等に関する銀証ファイアーウォール規制の見直し等について提言されています。本件は、上記提言を踏まえ、上場会社等の対象法人の非公開情報等について、金商業者と親子法人等の関係にある銀行間等における情報授受に関し、当該法人の同意を不要とする一方で、停止の求めがあった場合には応じる措置を設けること等を内容とする見直しを行うとともに、所要の改正を行うものです。」と説明がされているが、銀証連携と関係のない金融機関に対してまで改正案の内容の全部又は一部が及ぶのか、一部の場合についてはその範囲についてご教示いただきたい。</p> <p>仮に、銀証連携と関係のない金融機関に対してまで改正案の内容の全部又は一部が及ぶとした場合、銀証連携と関係のない金融機関にまで改正案の内容を及ぼすこととなった立法事実についてご教示いただきたい。</p>	<p>今回の改正は、金商業者とその親子法人等との間等における一定の顧客の非公開情報等に関する情報授受につき、一定の要件を満たす場合には、当該顧客の同意なく授受を行うことを可能とすること等を内容とするものです。なお、情報授受の規制が適用される者の範囲について従前の取扱いを変更するものではありません。</p>
141	<p>貴庁においては、令和以降の金融行政方針においてコンプライアンスに関する記載がほぼなくなったことから、旧金融検査マニュアルを廃止し、各金融機関のコンプライアンス・リスク管理に移行した以降は、コンプライアンスに関して特に関心を持たなくなったものと理解をしていたが、今回のパブリックコメントでは、中小・地域金融機関監督指針の内容を大幅に増やす改正案を出されている。コンプライアンス・リスク管理の概念を放棄し、中小・地域金融機関監督指針を旧金融検査マニュアルのように運用していくようにする等、コンプライアンスに係る方針について何か転換があったのか。貴庁の見解を伺いたい。</p> <p>本パブリックコメントの意見募集要項1. 改正の背景において、「令和3年6月に公表された金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第二次報告において、上場会社等の非公開情報等に関する銀証ファイアーウォール規制の見直し等について提言されています。本件は、上記提言を踏まえ、上場会社等の対象法人の非公開情報等について、金商業者と親子法人等の関係にある銀行間等における情報授受に関し、当該法人の同意を不要とする一方で、停止の求めがあった場合には応じる措置を設けること等を内容とする見直しを行うとともに、所要の改正を行うものです。」と説明がされているが、これ</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、今回の改正は、情報授受に関する規制の見直しを行うとともに、弊害防止の実効性の確保を図ることも目的とするものであり、コンプライアンス・リスク管理の概念を放棄する等、コンプライアンスに係る従前の方針を転換するものではありません。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>だけでは改正案の内容について到底説明がつかない。銀証連携と関係のない金融機関を含め、コンプライアンス部門に対して、分かる説明をしていただきたい。</p>	
142	<p>中小・地域金融機関監督指針Ⅲ－１（４）の「業務の適切性の確保の観点から、銀行グループの一体的な管理を促していく必要がある。」については、「銀行グループの一体的な管理」について、旧コングロマリット監督指針で記載の内容を主に考えているが、そのような理解でよいか。</p>	<p>金融コングロマリット監督指針（令和元年 12 月 18 日廃止）の目線を参照することが否定されるものではありませんが、必ずしも同指針の着眼点のみに限定されるものではありません。</p>